

## 商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長　　ハクセル　美穂子

- 1 日時  
令和3年7月2日（金曜日）  
午前10時1分開会、午後2時29分散会  
（うち休憩 午後0時2分～午後1時1分、午後2時22分～午後2時26分）
- 2 場所  
第4委員会室
- 3 出席委員  
ハクセル美穂子委員長、菅野ひろのり副委員長、高橋はじめ委員、軽石義則委員、  
工藤勝子委員、川村伸浩委員、高橋こうすけ委員、高橋但馬委員、佐々木朋和委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
増澤担当書記、横道担当書記、星野併任書記、吉原併任書記、本間併任書記、  
鈴木併任書記
- 6 説明のため出席した者
  - (1) 商工労働観光部  
岩渕商工労働観光部長、木村副部長兼商工企画室長、  
橋場参事兼産業経済交流課総括課長、安藤定住推進・雇用労働室長、  
十良澤ものづくり自動車産業振興室長、高橋観光・プロモーション室長、  
伊五澤商工企画室企画課長、藤村商工企画室新産業育成課長、  
阿部経営支援課総括課長、竹花産業経済交流課地域産業課長、  
田中定住推進・雇用労働室雇用推進課長、  
四戸定住推進・雇用労働室特命参事兼労働課長
  - (2) 県土整備部  
中平県土整備部長、田中技監兼道路担当技監、小島副部長兼県土整備企画室長、  
幸野河川港湾担当技監、杣まちづくり担当技監、  
照井技術参事兼道路建設課総括課長、川村県土整備企画室企画課長、  
菅原建設技術振興課総括課長、菅原道路環境課総括課長、上澤河川課総括課長、  
戸来砂防災課総括課長、嵯峨都市計画課総括課長、水野下水環境課総括課長、  
小野寺建築住宅課総括課長、鎌田港湾課総括課長
- 7 一般傍聴者  
1人

## 8 会議に付した事件

### (1) 商工労働観光部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和3年度岩手県一般会計補正予算(第3号)

第1条第2項第1表中

歳出 第5款 労働費

第7款 商工費

第11款 災害復旧費

イ 議案第5号 緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

(請願陳情)

受理番号第48号 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける酒造事業者への支援を  
求める請願

### (2) 県土整備部関係審査

(議案)

ア 議案第12号 県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

イ 議案第13号 県立都市公園条例の一部を改正する条例

ウ 議案第14号 流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

### (3) その他

次回及び次々回の委員会運営について

## 9 議事の内容

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまから商工建設委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。令和3年度岩手県一般会計補正予算(第3号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費、第7款商工費、第11款災害復旧費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**木村副部長兼商工企画室長** 議案第1号令和3年度岩手県一般会計補正予算(第3号)のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。

議案(その1)3ページをお開き願います。当部関係の歳出予算補正は、5款労働費の1,638万円の増額と、4ページに参りまして7款商工費の3億4,616万8,000円の増額、11款災害復旧費の9,330万6,000円の増額、合わせて4億5,585万4,000円の増額補正でありまして、新型コロナウイルス感染症対策並びに令和3年福島県沖地震被害への対応に要する経費であります。

補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。予算に関する説明書の20ページをお開き願います。5款労働費、1項労政費、4目

雇用促進費の説明欄、新型コロナウイルス感染症対策オンライン就職支援事業費は、学生の県内就職及び県内企業の人材確保のため、オンラインでの企業説明会を開催しようとするものであります。

次に、21 ページに参りまして、2 項職業訓練費、2 目職業訓練校費の公共職業能力開発校施設設備整備費であります。新型コロナウイルス感染症対策のための分散授業等を円滑に実施するため、ふぐあいなどが生じております県立産業技術短期大学の視聴覚設備を新設更新しようとするものであります。

次に、24 ページをごらんください。7 款商工費、第 1 項商工業費、1 目商工業総務費のいわて飲食店応援事業費であります。新型コロナウイルス感染症対策に取り組む飲食店を応援するため、いわてGo To Eat キャンペーンの第 2 弾といたしまして、新型コロナウイルス感染症防止対策に係る認証制度に対応した飲食店で使用できるプレミアム付き食事券を発行しようとするものであります。

2 目中小企業振興費の買うなら岩手のもの運動展開事業費であります。県産品の消費を喚起する、買って、食べて地域を元気に応援キャンペーンを展開するとともに、インターネット通信販売への参入支援や県内小売事業者等とも連携した県内衣料品の販路拡大を進めようとするものであります。

次に、25 ページに参りまして、2 項観光費、1 目観光総務費の観光バス等旅行商品造成支援事業費補助であります。新型コロナウイルス感染症の影響により減少した観光バスの利用を含む県内観光需要の回復を図るため、貸し切り観光バスを使用するツアーの催行等に要する経費に対し、1 台当たり 5 万円を上限に補助しようとするものであります。

次に、35 ページに参りまして、11 款災害復旧費、2 項商工労働観光施設災害復旧費、1 目商工観光施設災害復旧費の中小企業等復旧・復興支援事業費であります。令和 3 年 2 月の福島県沖地震により被害を受けました中小企業等で構成するグループが行う施設復旧などに要する経費に対し、補助しようとするものであります。

以上で商工労働部関係の補正予算についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋はじめ委員 今回新規に観光バス等旅行商品造成支援事業補助として、旅行業者の支援のために予算を計上していただきました。私の地元の旅行業者の方からも、以前は 1 台のバスで移動できていた県内旅行も、コロナ禍にあっては 2 台にせざるを得ない場合もあり、その分のバス代を旅行費用として利用者の方々に平等に上乗せするののかという問題もあったので、今回の支援は非常に待ち望んでいたものであり、ありがたいと感謝しておりました。

また、県内の旅館や宿泊施設、あるいはお土産店などへの支援として、いわて旅応援プロジェクトを 8 月末まで継続するという点についても、非常に評価されるものではないかと思っています。

県内の各市町村でも同様の取り組みをしております。例えば盛岡市ですと県民を対象とした盛岡の宿応援割、田野畑村ですと全国を対象とした田野畑さ来てけでキャンペーン、大槌町でも全国を対象としたおおつちに泊まろう宿泊券、久慈市では県民を対象とした久慈の宿応援プロジェクト、宮古市では東北6県と新潟県を対象としたみやこ宿泊割第4弾、一関市では東北6県を対象としたいちのせき宿泊応援割、山田町では県民を対象としたウェルカムやまだ宿泊割・クーポン券、普代村では東北6県と新潟県を対象とした普代村宿泊助成プラン、八幡平市では東北6県を対象とした八幡平Slow Stay宿泊助成、それから西和賀町では東北6県と新潟県を対象としたにしが泊まって券など、各市町村も観光事業者の支援に継続して取り組まれているので、そういう意味では相乗効果も出てきているのではないかと考えています。

そうした中で、旅行者から漏れ伝わってきているのは、県内だけですと需要がなかなか広がらずに、ある程度までいくと頭打ちの傾向があるということです。先ほど紹介したように、市町村では対象者が全国であったり東北6県プラス新潟県となっているのに、県は県民だけを対象としているので、できれば北東北3県を対象とするなど、同じような取り組みを今後できないものかという声が出てきております。Go To トラベルが再開されれば問題ないが、それまでどのようにつないでいくのか、特に東北は雪が降ると観光事業も縮小される傾向にあるので、それまでが勝負ではないかと話す旅行者もいます。ぜひ今後のことを含めて検討していただきたいと思うのですが、検討状況はどうなっているのでしょうか。

また、鳥取県と島根県では、隣県同士でWe Love山陰キャンペーンという取り組みをやっておりますし、昨年ですと大分県と熊本県の相互で大分⇄熊本おとなり割という取り組みをやっていたようです。今後、北東北3県が連携して何かをするという検討はできないものなのか、あわせて見解をお伺いします。

**○高橋観光・プロモーション室長** いわて旅応援プロジェクトは、御案内のとおり国の補助制度を使っておりますので、新型コロナウイルス感染症の状況がステージⅢになったところは活用できないこととなっております。また、都道府県単位での活用という制度設計で、8月22日まで行っているものであります。そのため、現在の制度を広げるとなると、国との協議が必要になります。

しかし、冬場に向けて圏域を広げて需要喚起をすることにつきましては、まさに高橋はじめ委員の御指摘のとおりであります。先ほど御紹介いただきました各市町村の事業でも、県外まで対象としているところが多くありました。県としましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況も見ながら支援策を考えていく必要がありますので、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令状況を踏まえながら、北東北三県観光立県推進協議会とも連携して今後の事業について検討してまいりたいと考えています。

**○高橋はじめ委員** サービス産業全体が大変厳しい状況にあります。裾野の広い観光産業ですから、すべからく行き届くような支援というのはなかなか難しいですが、事業内容の

充実を図っていただきつつ、進め方についても検討していただきたいと思います。

○工藤勝子委員 2点お聞きしたいと思っております。

1点は、いわて飲食店応援事業費です。第2弾ということではありますが、第1弾の成果と課題をどのように捉えているのか、お伺いします。

○橋場参事兼産業経済交流課総括課長 農林水産省が実施いたしますG o T o E a tキャンペーンのうち、県内では昨年の11月から、都道府県単位で実施しておりますプレミアム食事券の発行事業を開始いたしました。食事券であるいわてまんぷくイートチケットの販売は5月末で、利用については6月末で終了したところです。

いわてG o T o E a tキャンペーン事務局によりますと、1冊10枚組の食事券が77万305冊、額面にしまして38億5,152万5,000円分が販売され、6月25日現在、33億5,945万9,500円分が飲食店で利用されたと聞いております。

評価ではありますが、昨年11月からの8カ月間で33億円を超える額のチケットが利用されており、コロナ禍で大きく冷え込んだ外出需要の喚起に相当程度寄与したものと捉えております。現在まだ全国的な新型コロナウイルス感染症の収束を見ない中、事業が一旦終了してしまいましたが、引き続き消費の喚起を図っていく必要があるということで、今定例会で第2弾を御提案申し上げた次第です。

○工藤勝子委員 かなりの効果があったものと思っております。緊急事態宣言が発令されていない都道府県においても、新型コロナウイルス感染症による飲食店関係への影響は非常に大きいと聞いております。

議会中は盛岡市に泊まっているのですが、夕方におそば屋に行きたいと思っても、もう店が閉まっているという状況です。このような中、G o T o E a tキャンペーンの第2弾を実施されることは非常によいことだと思います。飲食店の人たちにとっても、事業継続につながる支援になるのではないかと思います。

今回は食事券の発行枚数はどのくらいなのでしょう、利用期間はいつまでとするのでしょうか。情報の発信方法は第1弾と同じようにするものと思っておりますが、1億2,000万円の予算の中に、事務費というのでしょうか、諸経費は含まれているのでしょうか、お伺いします。

○橋場参事兼産業経済交流課総括課長 いわてG o T o E a tキャンペーン第1弾開始時に、国から岩手県分として50億円の予算配分がありました。食事券の印刷費や事務局の運営経費は県が負担することとしておりますので、第1弾で販売した食事券38億5,000万円余の残額分、11億5,000万円程度、約23万冊を発行しようとするものであります。

第2弾の期間としては、国が指定しております最長の販売及び利用期間と同じく、販売については本年11月15日、利用期間については12月15日までを予定しております。

また、事務局経費1億2,051万円余の内訳ではありますが、主な内訳につきましては、食事券の発行経費として税別で3,450万円余、それからコールセンターの運営を含む人件費

として3,855万円余、宣伝広報費として1,993万円余などとなっております。

○**工藤勝子委員** いわてGo To Eatキャンペーンの第2弾が行われることに、飲食店業界の人たちも大きな期待を寄せているのではないかと思っております。よろしくお願ひします。

もう1点、買うなら岩手のもの運動展開事業費についてであります。買って、食べて地域を元気に応援キャンペーンは、どのように小売業者と連携し、どのようなキャンペーンを広げようとしているのかお聞きします。

○**竹花地域産業課長** 買って、食べて地域を元気に応援キャンペーンですが、現在、438者が協力事業者として参加しております。皆さんと連携しましてテレビCMや県産品フェアの展開、それから民間でつくりました買うなら岩手のもの総合サイトでの情報発信などを進めているところであります。

○**工藤勝子委員** それが効果的に行われれば、非常に県産品の消費拡大につながると思っております。何でも事を起さなければ始まりません。買って、食べて地域を元気に応援キャンペーン運動を県下一堂に始めるために、市町村とも連携を取られるのでしょうか。

○**竹花地域産業課長** 昨年度は主に事業者と連携して進めておりました。今年度も、例えば百貨店やスーパーの店頭でのイベント開催など、さまざまな事業をしてみたいと思いますが、今後は市町村との連携も視野に入れて取り組みを考えていきたいと思ひます。

○**工藤勝子委員** 買って、食べて地域を元気に応援キャンペーンを行った結果、例えば盛岡市だけが非常に効果があったではだめだと思ひます。県内は広く、さまざまおいしいものがあるので、波及効果を全県に渡らせるために、業者や市町村との連携がもっと必要ではないかと思ひましたので、質問してみました。

岩手県のアパレル産業についてもお聞きします。遠野市にもアパレル業者がいます。男性のズボンを専門に取り扱っているところで、学生服もやっているのですが、今回、非常に大変な事態になりまして、医療用の白い服もつくったけれども、それもストップがかかり、次は何をつくったらいいのだろうと、社長もかなり切羽詰まった状態でありました。そこで、衣料販売についてはどのように進めていこうとされているのか、具体的なお話を伺いたいと思ひます。

○**竹花地域産業課長** 県産衣料品の販売拡大につきましては、先日も遠野市の岩手アパレルと話をしてきました。今後は下請型の仕事から自社商品を展開していけるよう取り組みを広げていきたいと思ひます。

具体的には、県内の縫製事業者が生産する衣料品のショップ開設、受注会の開催、ネット販売、あるいは官公庁や事業所への訪問販売など、県内の小売事業者と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

○**工藤勝子委員** 私たちも衣料品を買いますが、どこで岩手県の業者がつくった衣料品を販売しているのかわかりません。しまむらには若い人たちがたくさん入っていて混んでいます。子供用のものもあるからでしょう。子供は成長するので、すぐに着られなくなって

捨てるから安いものでいいという感覚です。自分も次から次へと、はやり合ったものを安く買いかえるという状況です。

県内のアパレル業者がつくった岩手県のブランド商品は、それなりの価格だと思うのです。財布の中身が豊かであれば手に取りますが、コロナ禍にあり、経済的にも冷え込んでいる状況の中で、岩手県のブランドとなるアパレル商品をどの程度販売できるものと予想を立てているのか。キャンペーンを実施するにあたり、期待度はどうなのでしょう。

○竹花地域産業課長 昨年度、イワテメイドアパレルプロジェクトに6社が参加しまして、1日、2日で250万円ほど販売したり、ネットを通じて400万円ほどの販売があったりなど、成果は少し出てきていると思っています。

今後の展開についてですが、まずは自社製品製作に参入する企業をふやすことと、買える場所をふやすことに注力してまいりたいと思っています。今後は、直接販売することによって中間マージンをカットできるなど、いろいろな方法があると思いますので、事業者と一緒に先を見据えて取り組んでいきたいと考えています。

○工藤勝子委員 最後になりますが、せっかく県北地域でアパレル産業が頑張っているのですから、しっかり応援してあげないといけないと思うのです。工場を閉めるような状況になってしまっただけでは、雇用の関係もですが、非常に大変です。県内だけでアパレル産業のブランド品を売ることはかなり厳しいので、販路を拡大するため、都市部に向けての情報発信など、もっと必要ではないかと思うのです。またある程度、富裕層をターゲットにした取り組みも必要ではないかと思うのですが、その辺の考え方を聞いて終わります。

○竹花地域産業課長 今後の販路展開ということですが、一つはやはりインターネットでの販売です。これは全国に向けた販売ができると思っています。ほかには、首都圏で商談会等を開催して、自社商品のプレゼンテーションをしております。昨年も何社かお問合せをいただいたという事例も出てきておりますので、首都圏方面への展開も考えてまいります。

○佐々木朋和委員 いわて飲食店応援事業費について伺います。1回目のいわてGo To Eatキャンペーンでは2,000件を超える対象店舗があつて、1,000件の店舗でチケットが使われたということでありましたが、今回はどの程度の店舗数を想定されているのかお聞きします。

○橋場参事兼産業経済交流課総括課長 第1弾で利用された飲食店数であります。これまで2,190店の登録があり、このうち1,971店で利用があつたと伺っております。登録店舗数には多少増減があつて、直近の数字で約2,000店となっております。いわて飲食店安心認証制度の認証店を対象とする第2弾につきましても同程度の飲食店に参加いただけるように、いわて飲食店安心認証制度の普及も含めて、担当部局と連携して進めてまいりたいと考えております。

○佐々木朋和委員 いわてGo To Eatキャンペーンの第2弾は8月1日からスタートということによろしかったですか。

○橋場参事兼産業経済交流課総括課長 8月の早い時期からと考えています。認証店の状況なども勘案しながら設定いたします。

○佐々木朋和委員 昨日の本会議で環境生活部長が、いわて飲食店安心認証制度の認証については、7月5日から1日40件程度を見込んでいると答弁されていましたが、今2,000件の登録店を想定しているとお話がありましたが、制度スタート時までに認証を進めるために課題があるように思います。飲食店側が、申請してもなかなかチェックに来てくれないと気をもむような事態にならないように、商工労働観光部と環境生活部が連携してやっていただきたいと思うのですが、この懸念についてどのように考えているのか所見を伺います。また、いわて飲食店安心認証制度の認証を取得した事業者が10万円の給付を受けるときの手続について教えていただきたいと思います。

○橋場参事兼産業経済交流課総括課長 いわてGo To Eatキャンペーン第2弾の開始時までには、登録店舗数は十分確保されるのかということについてであります。環境生活部からは、いわて飲食店安心認証制度に申請いただいたお店の現地確認が滞らないように、地区ごとに人員を配置するなどして体制を整え、8月までに1店舗でも多く認証できるように努めていくと聞いておりますので、両部連携しながら進めていきたいと考えております。

次に、岩手県地域企業経営支援金の申請手続についてであります。申請の意思表示はしていただくこととなります。改めて申請が必要になるのか、いわて飲食店安心認証制度に申請いただくときに意思表示していただければよかったのか、確認しますので、少しお待ちください。

○佐々木朋和委員 確認して、後で教えていただきたいと思います。7月は連休も多いので、手続が滞らないか心配です。ぜひ当局からも担当部局に申し入れをしていただきまして、休日返上ではないですが、申請された飲食店がお盆期間前に認証店としてスタートできるようにお願いします。

また、岩手県地域企業経営支援金支給事業についてですが、中規模や大規模な飲食店等については10万円で足りるのかという声もあります。現在の進捗状況はどうなっているのか伺います。

○阿部経営支援課総括課長 岩手県地域企業経営支援金支給事業の第2弾の進捗状況についてであります。7月12日の受け付けを目指して、関係機関と調整をしております。今回の第2弾につきましては、ことしの4月以降の連続する3カ月間の売り上げが、2年前と比べてどのくらい減少しているのか把握する必要があります。4、5、6月の最低3カ月間必要となりますので、7月以降からの受け付けとなります。具体的には7月12日から受け付けを開始する予定でおります。

○佐々木朋和委員 受け付けはまだこれからということでしたが、飲食店は大変な状況にあります。10万円の給付ということですが、他県では規模に応じて柔軟に対応しているところもありますので、状況を見ながら、ぜひ追加の支援もお願いしたいというこ

とを申し上げて終わります。

○橋場参事兼産業経済交流課総括課長 先ほどお尋ねのありましたいわてG o T o E a t 第2弾の申請書であります、同封してお送りしているのですが、改めて申請書を頂戴することになります。

○軽石義則委員 買うなら岩手のもの運動展開事業費についてお聞きします。まず、これまでも新聞やテレビなどで宣伝してきたと思うのですが、その効果をどう把握しているのかお聞きします。

○竹花地域産業課長 テレビのCMや新聞広告については、民間同士が連携しまして、独自に行っております。例えば、テレビの会社が民間企業に働きかけてCMを出したり、バス広告といったものを行っております。それに対して県からお金を出すといった取り組みはしておりません。

成果について報告はいただいておりますが、県民運動の一環なので、評価あるいは分析の詳しい数字等は把握しておりません。

○軽石義則委員 これまで民間の皆さんが独自に進めてきたことを、今後は県も支援して広げていきたいということだと思っておりますが、行政が支援することによって、どのような効果を想定されているのですか。

○竹花地域産業課長 買うなら岩手のもの運動での県の役割ではありますが、例えば、民間企業のさまざまな連携や取り組みをテレビ番組で紹介するといったことを、県がバックアップといいますか、フォローするような活動をしております。今後は、軽石義則委員がおっしゃるように、広告宣伝効果がどれくらいあったのか分析をしながら、効果的な政策が打てるように取り組んでまいります。

○軽石義則委員 岩手県産株式会社は県とも深いかわりを持っている企業ですから、いろいろと連携を取っていると思うのですが、現状をどう把握されているのでしょうか。

○竹花地域産業課長 岩手県産株式会社とは、昨年度から、買うなら岩手のものバーチャル物産展の取り組みで連携をしております。買うなら岩手のもの運動にも一つの会社として参加いただきまして、らら・いわて等を含めた販売店でのPR等をしていただいているところであります。

○軽石義則委員 これまでも協力いただいているとのことではありますが、今回予算がつくことにより、さらに大きな効果が得られるのではなかと期待していると思うのです。もっといろいろな事業に使いたい予算をそこに充てるのですから、それなりの効果を想定してやってもらわないと事業の有効性に欠けるのではないかと思ってお聞きしています。

今は全国、世界で競争しなければならないのです。その中で岩手県のものを選んでもらうためには、宣伝やPRするだけではなかなか難しいと思っております。岩手県のものを買っていただいて岩手県のよさをわかってもらい、また選んでもらえるようにするためには、それなりに発信力のある人に協力していただかないとだめだと思っております。これは前々からお話しさせていただいているのですが、どう考えているのでしょうか。

○**竹花地域産業課長** 情報発信力のある方の活用ということですが、これまでは新型コロナウイルス感染症対策として、主にバーチャル物産展を通じて販売促進を図ってまいりました。昨年度はバーチャル物産展に192者が参加しまして、1億7,500万円ほどの売り上げがあったところです。しかし、県内では大分売れているのですが、県外がまだ弱いという結果もありますので、今後は軽石義則委員がおっしゃるような工夫もしながら、取り組んでまいりたいと考えています。

○**軽石義則委員** 地産地消を第一に進めるのか、岩手県のを全国や世界に発信して広げていくことが目標なのかで、やり方が大分変わると思いますが、今は対面以外の方法もかなりふえてきております。海外では岩手県出身の選手が大活躍をしていますので、その方と連携して、県の予算ではちょっと難しいかもしれませんが、財源がなければ知恵と工夫でやることも大事ではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○**橋場参事兼産業経済交流課総括課長** 国内全体、それから海外への発信ということですが、きのうの本会議で答弁申し上げたとおり、中華人民共和国に2カ所とソウルに設置しております海外事務所を通じて情報発信を行っております。また、トヨタの協力によりまして、トヨタのECモールの中で岩手県産品を扱っていただいたりなどの取り組みを始めております。発信力のある人ということで申し上げれば、今年度はジェトロの事業によりまして、ミス中華人民共和国とミス台湾を活用したSNS等による情報発信なども予定しております。スポーツ選手の活用は難しいかもしれませんが、限られた資源を有効に活用しながら、岩手県のを世界へ発信していくことに努めてまいりたいと考えております。

○**軽石義則委員** スポーツ選手も、生まれ育った岩手県のために一肌脱ごうという気持ちを持っているのではないかと思うのです。そこはトップセールスではないかなと思いますので、引き続き気を入れて取り組んでいただきたいと思います。

もう一つはメリットです。今は宣伝だけでは広がらないと思います。岩手県のを買ったら、安かった、おいしかったにプラスして何らかのメリットが必要だと思うのです。そういうところを県が応援することにより、事業者の皆さんもやりがいとやる気が出ると思うのですが、いかがですか。

○**竹花地域産業課長** 軽石義則委員がおっしゃるとおり、ストーリーを売っていくことも大事な時代だと思っております。ストーリーを売るには、インターネットの活用は非常に重要となります。昨年度もバーチャル物産展を通じて企業情報を発信するなど、ストーリーをつくっていく企画も始めたところです。物とストーリーを一緒に販売していけるよう取り組んでいきたいと思っております。

○**軽石義則委員** 岩手県のを買うとプラスしてほかの岩手県のがついてきたり、インターネットで送料無料で岩手県のを買って味わえるというのが、結構大きかったりするのです。そういった支援が大事ではないかと思っておりますので、さらに工夫していただきたいと思っております。また、現場の声をしっかりと聞いて、それに応えることにより、事業

者の皆さんもやる気になると思うのです。幾ら聞かれて答えても、結果として何も変わらなければ、物を言わなくなってしまうと思いますので、連携をさらに深めていただくようお願いして終わります。

○川村伸浩委員 いわてGo To Eatキャンペーンの第2弾についてお聞きします。先ほど佐々木朋和委員から詳しい話が出ておりましたので、少しだけ触れさせていただきたいと思います。第1弾では2,190店舗が手を挙げたとのことであり、今回も想定数はあると思うのですが、先ほど御答弁があったとおり、いわて飲食店安心認証制度への登録が1日40店舗しかできないとすると、単純に計算しましても、スタートのときにどのくらいの店舗が利用できるのか不安であります。所管が違うので御答弁は難しいかもしれませんが、もう少し認証登録のスピードをアップして頑張ってもらわないとだめだと思います。第1弾と違って、認証を受けるために28項目のチェックがあると聞いていますが、大半の店舗はもう既に取り組まれている項目だと思うのです。いわて飲食店安心認証制度に手が挙がらず、第1弾より登録店舗数がかなり減ってしまうようなことになっては、事業者のメリットも少なくなりますし、利用者にとっても利用できる店舗が少なくなってしまうと思います。せっかく残った予算を活用して応援しようとしているところ、スタートダッシュに不安があるのですが、いかがでしょうか。

○橋場参事兼産業経済交流課総括課長 いわて飲食店安心認証制度は他部局の担当ですが、先ほども申し上げたとおり、まずは認証取得に向けた働きかけをしながら、地区ごとに人員を配置して、申請のあったお店から早急に認証手続を進めていくと聞いております。私ども商工サイドとしても県内の経済を早期に回していきたいという思いがありますので、両部連携しながら、開始時には一店でも多くの店舗で食事券が使えるように環境を整えていきたいと思っております。

いわて飲食店安心認証制度の認証基準につきましては、所管が違いますので、ここでの御答弁は差し控えます。

○川村伸浩委員 部局は違いますが、片方だけで走るわけにはいかないのですから、ぜひ強力に、認証の手続をスピードアップするようにお願いしていただきたい。できるだけ早く申請した店舗が認証を受けられ、広く県民に使っていただけるように、商工労働観光部からもアプローチをお願いしたいと思います。

次に、買うなら岩手のものキャンペーンについてお伺いします。今回、大手ECサイトへの参入支援事業を企画されているようですが、その大まかな流れについてお伺いします。

○竹花地域産業課長 大手インターネット通信販売事業者と連携しまして、インターネットショッピングモールへのネットショップ開設に必要な知識習得のための講習会や、出店初期費用と一定期間の出店料の減免、広告宣伝による販売促進を行うなど、大手インターネット通信販売市場への事業者参入を支援していきたいと考えています。

流れとしましては、バーチャル物産展は岩手県産株式会社との通常の取引の中で商品と

情報があればインターネット通信販売がされますが、今回の大手インターネット通信販売の取り組みは、自社でショッピングモール内に店舗を開設して運営していくことが原則になりますので、少しステップアップしたものとなります。ただし、各社の努力によって販売促進につながりますので、バーチャル物産展との組み合わせでインターネット通信販売市場への参入を促していきたいと考えています。

○川村伸浩委員 自社だけではなかなかできないことはバーチャル物産展で、自社で直接アプローチしたいときは大手ECサイトということになると思いますが、スタートするときはどうしてもお金がかかりますし、大変なステップになると思います。何社ぐらいを想定されているでしょうか。

○竹花地域産業課長 おおむね50社の新規参入を想定して予算編成をしております。

○川村伸浩委員 売上げ目標というのは多分ないのだろうと思いますが、まずやってみて、事業者が広く販売できるように、ぜひ応援をお願いしたいと思います。

○菅野ひろのり委員 まず、いわてGo To Eatキャンペーンについてですが、先ほどもお話がありましたように、スタートのおくれについては私も懸念しております。今回のポイントは、最初の申請100店舗からどのようにふやしていくかだと思っています。商工サイドとして、2,000店舗がいわて飲食店安心認証制度の認証を受けられるような仕組みを整えておかないと、第1弾と同じ店舗数にはならないと思うのですが、どのように考えていますでしょうか。

○橋場参事兼産業経済交流課総括課長 いわてGo To Eatキャンペーン第1弾のときも、参加する店舗が新型コロナウイルス感染症の感染対策を行うことは前提となっているところであります。例えば、手指の消毒液を配置したり、座席間を1メートル以上あけたり、無理であればアクリル板を設置したり、換気を徹底することは、もともと農林水産省が行っているGo To Eatの中で定められている項目であると理解しております。

今回岩手県が示した新たな基準の中には、県独自の項目として、例えばカラオケの利用制限や、来店者名簿を備えることなどがあると聞いております。つまり、少なからず2,000店舗はいわて飲食店安心認証制度の認証基準を満たす状況にあると理解しております。一方で認証の事務の滞りが心配されるのとことでもあります。担当部局では地区ごとに必要な人員を配置して事務を進めていくとことでもありますので、我々としても、既存の加盟店舗には引き続き新型コロナウイルス感染症の感染対策を行うよう促しながら、極力多くの店を確保していきたいと考えております。

○菅野ひろのり委員 他部署ともいろいろ調整しなければいけない御苦勞は理解できますが、ではどちらに責任が生ずるのか伺いたい。いわてGo To Eatキャンペーン第2弾で利用できる店舗を2,000店舗と想定していますが、申請する店舗が少ない場合、食事券は使えなくなります。その場合、どちらに責任があるのですか。予算を確保しても、店舗がいわて飲食店安心認証制度で認証されないと、いわてGo To Eatキャンペ

ーンの食事券は使えないこととなります。どう考えればいいですか。

○橋場参事兼産業経済交流課総括課長 今回いわて飲食店安心認証制度を開始するに当たって、岩手県地域企業経営支援金 10 万円といわてGo To Eatキャンペーン第2弾を1枚にまとめたチラシを、いわてGo To Eatキャンペーン第1弾に参加している店舗も含め、飲食店 9,000 店に対して、6月末に配布しております。

商工サイドとしては、安心、安全な環境で飲食できるような状況を整えて、経済を回していく必要がありますので、まずは今定例で予算を承認いただき、8月の極力早い時期から始めることで、コロナ禍で落ち込んでいる飲食店の需要喚起に努めていきたいと考えております。チケットをお求めの方については、まずは利用可能なお店で利用していただき、順次認証されたお店をお知らせしていくことになると承知しております。

○菅野ひろのり委員 今回は、いわて飲食店安心認証制度の認証を受けた店でのみチケットが使えるとのことですが、チケットを購入した人は、第1弾で使えたから今回も使えると思ってお店に行くと、認証制度を受けていないので使えないということもあると思います。どのお店で使えて、どのお店で使えないのかわかりづらいと思うのですが、商工労働観光部としては、その点をどのように考えていますか。

○橋場参事兼産業経済交流課総括課長 いわて飲食店安心認証制度で認証された店舗には、いわて安心認証制度のステッカーが配付されますし、当部で進めようとしているいわてGo To Eatキャンペーン第2弾では、いわての食応援プロジェクトのシール等を配付する予定でありますので、そちらで区別していただくことになると思います。第1弾で使えたお店が、そのまま第2弾でも使えるわけではありませんので、ステッカーやポスターなど、販売促進関係のものは、改めて配付することとしております。

○菅野ひろのり委員 いわてGo To Eatキャンペーン第1弾と同じような実績や効果を得るのは難しいのではないかと懸念しています。いわて飲食店安心認証制度で認証を受けるために申請をしなければいけないし、チェックもある。いわてGo To Eatキャンペーンでは、第1弾と第2弾でチケットが使える店が変わる。商工労働観光部としても、利用者にステッカー表示のことを周知徹底したり、2,000 店舗にいわて飲食店安心認証制度への申請を働きかけるなどしないと、予算が残ってしまう可能性があると思っています。いわてGo To Eatキャンペーン第2弾においても 2,000 店舗で利用できることを想定しているのであれば、いわて飲食店安心認証制度は他部署がやっていることだからということではなく、連携して認証を広げていく工夫をしてもらいたいと思います。

もう1点、チケットの配付先は市町村によって偏りがあつたように思うのですが、どのように配付し、販売することになるのか伺います。

○橋場参事兼産業経済交流課総括課長 販売場所ではありますが、いわてGo To Eatキャンペーン第1弾でも全ての市町村で買えるように設定されておりました。第2弾におきましても、引き続き販売いただけるように働きかけております。どの市町村でも商工

会や一部のスーパーマーケット等で購入いただけるように、手続を進めようとしているところでもあります。

○菅野ひろのり委員 前回の販売時は、かなり並んで買っていただいた印象があります。今回も同じように買えると思っている方がいらっしゃると思いますが、繰り返しになりますが、使える店と使えない店が出てきますから、そこを明確に示さないと後々トラブルになることも考えられますので、きめ細やかな対応もしていただきながら販売促進に努めていただきたいと思います。

次に、買うなら岩手のもの運動展開事業についてであります。大手ECサイト参入支援事業として450万円計上されておりますが、どのようなサイトで、どのようなことを狙っているのか、もう少し具体的にお伺いします。

○竹花地域産業課長 大手通販サイトとの連携ですが、現段階では楽天の活用を考えています。その理由としましては、会員数がほかのサイトよりも非常に多く、販売額も大きいこと、もう一つは各自治体との連携であります。昨年から全国の自治体がインターネット通信販売に取り組んでおりますが、二十数件の県と市町村が楽天を利用しております。

○菅野ひろのり委員 先ほど50社の新規参入を想定しているとのお話がありましたが、ECサイトで何社というようにわかれているのですか。今回の450万円のうち、例えば10社はECサイトというようなところはありますか。

○竹花地域産業課長 大手ECサイトへの参入とは、インターネット上に自分のお店をつくって販売することです。そのお店を50社と考えております。

○菅野ひろのり委員 楽天の中に50社をオープンさせるための予算ということですね。楽天の中にも非常に多くの店があり、埋もれてしまう可能性があります。出店して終わりではなく出店がスタートなのですから、売り上げにつながるまである程度サポートしていく必要があると思います。広告宣伝支援というのがありますが、フォローや支援もお願いします。

最後です。県産衣料品販路開拓推進事業約570万円もネットショップと書いてありますが、一番実用的なのは官公庁や事業所等への制服や作業着などの外商だと思っていました。具体的な計画はどのようになっているのでしょうか。

○竹花地域産業課長 事業所や官公庁への外商につきましては、基本的に百貨店がよくやる方法であります。百貨店の擁する外商部隊を使って、例えば県や銀行での販売会を仕掛けていきたいと思います。また、作業服の入札にも参加してもらえよう、具体的なことについては今後詰めていきたいと考えています。

○菅野ひろのり委員 具体的なことはこれからとのことですが、販売会を何カ所でやるのか、どこでやるのか等の計画はこれから策定していくことでよろしいでしょうか。

○竹花地域産業課長 相手を決めてからの交渉となるので、計画については今後、調整していきたいと思っています。

○菅野ひろのり委員 コロナ禍の中、また新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交

付金の期限がある中で、さまざまな事業をやっていただき大変感謝しております。今後は売り上げにつなげていくための計画が大事になってくると思いますので、ぜひ売り上げに直結するような工夫をお願いしたいと思います。

○**ハクセル美穂子委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第5号緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**田中雇用推進課長** 議案第5号緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その2）の5ページをお開き願います。なお、便宜、お手元に配付しております緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例案の概要により説明させていただきます。

まず、1の改正の趣旨についてであります。緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の有効期限を令和8年3月31日まで延長しようとするものであります。

2の条例案の内容についてであります。点線箱囲みの部分ですが、この基金は緊急雇用創出事業に要する経費の財源として使用するものであり、当該基金を財源として実施している事業復興型雇用確保事業の事業実施期間がこれまで令和6年3月31日までとされていましたが、国の令和3年度当初予算において令和7年3月31日まで延長されたことに伴い、精算期間を含め令和7年3月31日としていた緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の有効期限を、令和8年3月31日に延期しようとするものであります。

3の施行期日についてであります。この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

4の参考であります。事業実施期間と基金条例の有効期限をイメージしていただくための図となります。この事業復興型雇用確保事業は、一定の要件を満たした求職者を沿岸被災地の事業者が雇い入れた際に、その雇い入れ費を任用した日から最大3年間助成するものであります。実施期間が延長されたことにより、今年度に任用した者の雇い入れ費が

対象となるものであり、例えば令和3年4月1日に任用の場合は令和6年の3月31日までが助成対象となり、本年度の2月1日に任用された場合の助成対象期間は令和7年の1月31日までとなります。このように、任用時期により最大で令和6年度末まで事業実施期間となるものであり、それに合わせて、基金の精算期間を含め、これまで令和6年度末の令和7年3月31日としていた緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の有効期限を1年間延長し、令和8年3月31日にしようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

次に、商工労働観光部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第48号新型コロナウイルス感染症の影響を受ける酒造事業者への支援を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○**橋場参事兼産業経済交流課総括課長** 受理番号第48号新型コロナウイルス感染症の影響を受ける酒造事業者への支援を求める請願について、参考説明を申し上げます。

請願内容については、請願陳情文書表をごらんください。なお、参考説明はお配りしております参考資料で行います。

それでは、参考資料の1ページをお開きください。初めに、1の酒造事業者の現状を説明いたします。(1)、国内の清酒の課税移出数量等については、新型コロナウイルス感染症発症前の全国の状況を記載しておりますが、図1-1のとおり、課税移出数量は昭和48年度をピークに年々減少しております。一方、タイプ別で見ると、図1-2のとおり、特定名称酒の純米酒、純米吟醸酒は増加しております。また、図1-3のとおり、出荷金額の単価は上昇しており、出荷金額も平成24年から増加基調にあります。

資料の2ページをお開きください。次に、(2)、県内の酒造事業者の状況ですが、新型コロナウイルス感染症の影響で岩手県酒造組合に加盟する事業者の令和2年度の出荷量は、図1-4のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の平成30年度と比較し24.4%の減となっています。なお、図1-5のとおり、近年県内の清酒の出荷量は横ばい

で、全国と同様の傾向が見られます。

(3)、酒米の購入状況ですが、県酒造組合が加入事業者のために行う県産原料米の買入れは、令和2年度に大きく減少しました。

資料の3ページをごらんください。ここからは請願事項に関する参考説明をさせていただきます。初めに、2の県産酒の販路の確保や需要喚起について、県が実施している取り組みですが、令和2年度は買うなら岩手のもの運動として、バーチャル物産展などの消費喚起の取り組みや、首都圏の大手量販店での県産酒のフェア開催、日本酒と食のペアリングイベントの実施など、さまざまな取り組みを行ってきたところです。これらに加え、今年度は、いわて旅応援プロジェクトの飲食店、小売店等で使用できるクーポンや、今定例会に提案しておりますいわて飲食店応援事業により需要の喚起を図ってまいります。

次に、3の税、財政、金融等の各種施策展開による支援の現状について、(1)、国内の酒税の現状ですが、酒税の課税額は令和元年度は1.2兆円であり、このうち清酒は523億円で4.2%を占めています。資料の4ページをお開きください。清酒の酒税額については、令和2年度には1キロリットル当たり12万円から11万円に変更され、さらに令和5年度には10万円に変更されます。

次に、(2)、新型コロナウイルス感染症に関する岩手県の支援策ですが、経営が悪化した場合の支援として、卸売業、小売業、宿泊業、飲食業を対象とする支援金の支給や、資金繰りのための融資制度による支援等を行っていくこととしております。以上で説明を終わります。

○**ハクセル美穂子委員長** 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の請願陳情の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○**軽石義則委員** 大きく3点お聞きします。

まず1点は、新型コロナウイルス感染症への対応について、各種相談事業をやられておりますが、その現状と課題についてお聞きします。

○**阿部経営支援課総括課長** 新型コロナウイルス感染症に係る相談事業の現状ではありますが、昨年度から補正予算等を活用いたしまして、商工指導団体の相談体制を強化してまいりました。昨年4月からことし3月までに商工会や商工会議所などで受けました相談の件数は4万9,000件余となっております。業種別に見ますと、飲食業が1万3,000件余、

次いで小売業の1万件余、サービス業の8,900件余の順番となっております、この3業種で全体の相談件数の3分の2を占めております。また、相談内容別では、補助金、給付金に関する内容が半数以上を占めております。

○**軽石義則委員** かなりの相談が寄せられているようですが、全ての相談が解決されているのか、状況はどのようなのですか。

○**阿部経営支援課総括課長** 繰り返しになりますが、相談内容別では補助金や給付金に関する内容が半数以上でありましたので、制度の利用、あるいは使い方などについて誘導しております。それ以外の、例えば金融機関からの借入れや販路の開拓といったものに関しては金融機関、あるいは産業経済交流課などにおつなぎしながら、解決に向けて努力している状況であります。

○**軽石義則委員** いろいろな支援事業を行っていただいているのですが、現場の声が反映されないと、結局は意味がありません。飲食店や旅行業、観光業への支援は手厚いが、その周辺にある事業は見捨てられている、あるいは忘れられているという声が聞こえてきております。特に趣味や余暇の楽しみに当たるところへの支援が届いていないとの声もありますが、そのあたりの分析はどのようにされているのでしょうか。

○**阿部経営支援課総括課長** 私どもも、商工会議所や岩手県商工会連合会を訪問させていただきながら、例えば、令和2年度2月補正でお認めいただきました地域企業経営支援金は店舗を有することを条件としておりましたが、無店舗あるいはフリーランスと言われる業態の方からも大変だという話をお聞きし、令和3年5月臨時会でお認めいただきました支援金については対象を拡大するなどの工夫をしております。また資金繰りに関しましては、金融機関や商工団体が一堂に会する経済金融連絡会議といった場を設けて、現場の声などを各機関が共有し、何とか事業者の御支援をしてみたいと考えております。

○**軽石義則委員** 相談に来ている方々は解決しようという努力をして、そこにたどり着いていると思います。一方で、どこに相談に行けばいいのかわからない、あるいは自分が何をしてほしいのか伝え切れないという方もいるのではないかと思います。さまざま広報活動を行っていただいたり、商工会議所や関係団体と連携を取っていただいているのですが、全体的にもう事業をやめたい、店を閉めたいという傾向にあるのではないかと思いますので、そこはどのように把握されているのでしょうか。

○**阿部経営支援課総括課長** 民間の調査機関である株式会社東京商工リサーチ等の調査結果なども見ますと、諦め型廃業や息切れ倒産という言葉も出てまいります。実際に商工会や商工会議所を回らせていただいたときに、もうそろそろどうしようかなとおっしゃっている会員がいらっしゃることを聞いております。

先ほど軽石義則委員がおっしゃったように、何から相談したらいいのかわからないという方もいらっしゃると思います、伴走型支援事業について、各商工会議所や商工会に経営スタッフを増員させていただき予算をお認めいただきました。相談体制も拡充をしておりますので、まずはお悩みになりましたらお近くの商工会議所や商工会においでいただきたいと

思います。また、そういった体制が整っていることも周知していかなければならないと思っています。

○**軽石義則委員** それは今までもやっていただいていると思います。今度、いわて飲食店安心認証制度で実際にお店を回って歩く方々がいると思うのですが、認証の仕事だけではなくて、情報収集もあわせて行ってもらうような連携も大事ではないかと思うのです。担当部署は違うと思いますが、現場の生の声を把握できる機会ですし、そこからさらに有効な対策を立てることもできるのではないかと思うのです。これまでの支援事業で実績もありますが、まだ支援金が行き届かない事業者もいるはずなのです。私が申請しましたかと尋ねると、いつか連絡が来ると思って待っていたのですが1次申請期間はもう終わっていたのですかというお返事もありました。事業者の受けとめ方によって結果が違ってしまいうこともあるのです。せっかく相談事業をやっていただいているのですから、他部局とも連携を取っていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○**阿部経営支援課総括課長** ただいま御提案いただきました認証に回って歩く方に情報収集をしてもらうという方法については、我々も考えが及びませんでしたので、ぜひ担当部局と調整したいと思っておりますし、その場で例えば資金繰りの御相談ですとか、何かお渡しできるようなPRツールなどもありましたらあわせて御紹介するなど、幅広く現場の声をお聞きする機会を捉えていきたいと思っております。

○**軽石義則委員** ぜひお願いします。せっかく経営者の皆さんと直接会える機会があるのですから、それを活用してこれからの支援事業に結びつけることが大事だと思います。経営が非常に苦しいと感じていらっしゃる方々からの話ですので、よろしくお願いします。

2点目ですが、最低賃金についてです。収入が低いと生活に困る。今は雇用のほうが大事だという議論になりつつありますが、岩手県として、県民の所得向上を目指すという目標もあります。国の所管ではありますが、県は現状と課題をどのように受けとめているのか伺います。

○**四戸特命参事兼労働課長** 最低賃金改定についての現状と課題についてであります。令和2年10月3日発効の岩手県地域別最低賃金は793円でありまして、最高額の東京都との差は221円、全国との格差は109円となっており、全国的に低位の水準であります。6月に政府が公表いたしました経済財政運営と改革の基本方針2021におきましては、賃上げを通じた経済の底上げとして、格差是正には最低賃金の引き上げが不可欠であること、厳しい状況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するために、企業の支援などに一層取り組みつつ、地域間格差にも配慮しながら早期に全国加重平均1,000円とすることを目指し、本年の引き上げに取り組むこととされております。

現在国の中央最低賃金審議会において、地域別最低賃金改定の目安について審議されております。また、岩手地方最低賃金審議会においても、本日審議会で諮問されるということ伺っているところです。

本県におきましては人手不足が続いておりまして、最低賃金の引上げによる中央水準との格差の是正は、人材の確保はもちろんでありますが、やりがいと生活を支える所得が得られる仕事に就くことができるという点からも重要なものと認識しております。

○**軽石義則委員** 県議会でも意見書を採択して国にもお願いしています。また、コロナ禍の非常に厳しい環境の中、エッセンシャルワーカーの皆さんを初め、現場では努力されております。県としてできることは限られているかもしれませんが、労働環境の整備は切っても切り離せない課題だと思っていますので、経営団体等とも意見交換を行っていただくなど引き続き取り組んでいただきたいと思います。

それから、特定産業別最低賃金が滞っている部門が岩手県内にもあるはずなのですが、どのように把握されているでしょうか。

○**四戸特命参事兼労働課長** 産業別の特定最低賃金につきましても、分野によってしばらくの間、据え置かれているところがありますが、地域別最低賃金をクリアすることが定められておりますので、団体からの申し出による審議となりますが、基本的には地域別最低賃金を上回るようにしてまいりたいと思っています。

○**軽石義則委員** たしか小売業が据え置かれていたと思います。きょうの補正予算の審議でも企業の支援についてはやっているのだから、働く皆さんの環境整備もしてほしいと、県からも働きかけることができるのではないかと思います。それが、その業界、業種に人が集まるかどうかにもつながると思うのです。小売業はなくてはならない仕事です。人が集まらなければ、岩手県産品を売ることも難しくなるのではないかと思います。どうでしょうか。

○**四戸特命参事兼労働課長** おっしゃるとおりでございます。私どもも業種に関係なく、働き方改革などの取り組みを進めておりますが、確かに小売業の方は少なかったかもしれません。今年度テレワークの推進事業等を通じまして、広く皆様に働き方改革を呼びかける機会がありますので、働き方改革のアドバイザーにさまざまな業種のところに足を運んでもらい、現場の声を聞いてまいりたいと思います。

○**軽石義則委員** ぜひ現場の声も聞いていただきたいと思います。

県サイドからも、いわてで働こう推進協議会に、企業も支援しますので働く皆さんの環境もしっかり整備していきましょうという声を出していいのではないかと思います。部長、どうでしょうか。

○**岩渕商工労働観光部長** 労働環境について前提の話をさせていただきますと、いわて県民計画（2019～2028）自体が幸福関連指標などを掲げております。その意味は、産業振興は製造品出荷額をふやすことが目標ではなくて、県民一人一人の所得がふえないと共有できないという考え方であり、これまでの一般質問でもそのように答弁していたと思います。そのような環境をつくっていくことを主眼につくった計画でありますし、やりがいのために働き方改革をするなど、全体で取り組みを強化していきましょうということでスタートさせておりますので、軽石義則委員の考え方と方向が一致するものであります。一つ一つ

の取り組みをしっかりとやって、県民一人一人が仕事、収入という分野で、きちんと改善されたことが実感できるように、全力で取り組んでまいります。

○**軽石義則委員** ぜひお願いします。

最後にします。河川の利活用による観光事業の進展ということで、先般の新聞に盛岡市の北上川で舟下り事業がこれから進められるという記事がありました。これからの岩手県の売りに非常にプラスになるのではないかと思います。宮城県石巻市から岩手町の源流までの間を活用して、いろいろな事業を展開していくことによって、岩手県のよさや自然のよさをどんどん広げていく。新型コロナウイルス感染症が終息した後、そういうものが大きく活用されていくのではないかと思うのですが、観光サイドからどのように受けとめているかお聞きします。

○**高橋観光・プロモーション室長** 私も6月に記事を見ていました。確認したところ、地元の商店街などが中心となって組織された、北上川に舟っこを運航する盛岡の会が、文化と観光振興を地域一体となって盛り上げるためのイベントとして開催されたと承知しているところです。

調べますと、地域の活性化と新しい観光資源の発掘を目的に、関係者の方々が何年間にもわたって御苦労され、取り組まれたようです。まさに、行政ではなく地域が主体となり、何とか北上川を活用して盛り上げていこうという取り組みであります。我々としても、地域で磨き上げてきた魅力ある観光コンテンツを国内外に広く発信しながら、誘客促進に努めてまいりたいと考えております。

○**軽石義則委員** きょうは関係者もいますが、狛鼻溪は世界的にも非常に有名な場所があります。そのような観光資源をどのように有効活用していくかが、これからの課題だと思います。県内には同じような取り組みをしている団体がいくつかありますが、それぞれに任せるのではなくて、活動内容を取りまとめて発信していくのが県の役割ではないかと思えます。また、それを活用したいという団体もあると思えます。

中津川周辺には京都府の川床のようなまちづくりもいいのではないかという声もあるのですが、どのように取り組んだらいいのか、取っかかりがわからないという話も聞いております。ぜひ観光という観点から地域の取り組みに結び付けていくようにしていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○**高橋観光・プロモーション室長** 全く同感であります。地域主体と言うと行政が素っ気ない感じはあるのですが、先般岩瀨商工労働観光部長からも答弁があったとおり、いろいろな資源が観光の目玉になる可能性があります。例えば、県南地域の五感市では工場そのものが一つの観光資源になっています。盛岡市の中津川界限には手仕事のお店があって風情があり、実は宮城県仙台市よりも東北らしさを感じることができます。それはほかの地域にはない資源であり、誇れるものであります。我々もそこはしっかりと捉え、お客様のニーズにマッチングできるように広く発信していきたいと考えております。

○**工藤勝子委員** 新型コロナウイルス感染症に伴う事業者の影響調査という資料をいた

できました。非常によくまとめられていると思います。まとめられた職員の方に感謝を申し上げたいと思います。

商工会議所と商工会の2%を抽出して行ったようではありますが、まず、この調査をした結果、どのような所感を持たれたのかお聞きします。

○阿部経営支援課総括課長 商工会と商工会議所の2%程度の方々を対象に、新型コロナウイルス感染症が発症し始めたころから毎月行っている調査であります。経営への影響が継続していると回答された割合は、全体で77.5%であります。前月と比較しますと2ポイントの増となり、依然として多くの方々に影響を及ぼしていると考えております。また、業種別で見ますと、宿泊業は98%、飲食業は97%、小売業は88%、卸は81%と、平均の77.5%を超えて、経営への影響が継続しているとしており、特にこの4業種により大きな影響が出ていると分析しております。

○工藤勝子委員 いろいろな事件や事故があっても、実態をつかむことは非常に大事だと思っています。今後もこのような調査が続けられるとのことですので、月によって回復した、同じだった、もっと悪くなったというような調査結果が出てくるのだろうと思っています。これを踏まえて、大変なところに向けてどのような支援ができるのかということです。きょうの予算にも反映されているものと思っていますが、実態調査後の支援策について、どのように考えているのかお聞きします。

○阿部経営支援課総括課長 繰り返しになりますが、宿泊業や飲食業といった特定の業種への影響が大きいということで、地域企業経営支援金支給事業を立ち上げさせていただきました。また、業種を問わずであります。新型コロナウイルス感染症が1年以上続く中で、本業の支援をどのようにしていくか改めて見直す必要があるだろうということで、事業継続伴走型支援事業費補助として、商工会、商工会議所の支援体制を厚くするということが、具体的には国の事業再構築補助金というものがあります。採択結果が最近出ましたが、さまざまな取り組みを行ったり、新たな分野で頑張っていこうという事業者の方が、岩手県にも多くおります。そのため、初期の段階での金融支援が必要だろうということで、まずは資金繰りの支援をさせていただきました。その後は、新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることもあり、需要喚起策、あるいは支給事業といった直接的支援も行ってきました。今後もさらに新型コロナウイルス感染症の影響が続くと思われることから、本業支援として、伴走型支援事業などもさせていただいております。

ありとあらゆる手は打ってきていると考えておりますが、まだなお不足のもの、あるいは工夫が必要なものもあるかと思っておりますので、調査及び直接事業者を訪問させていただき、現場のニーズを聞きながら、より効果的な政策を考えてまいりたいと思っています。

○工藤勝子委員 国から予算がこなければ、金銭的な支援は県独自ではできないのです。そうであるなら、県としては、苦しんでいる業者に寄り添って、頑張れと応援することが非常に大事ではないかと思っております。一方で、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しは立ちませんが、もし収束し、人が動き始めようとしたときに、軽石義則委員もおつ

しゃいましたが、県として次の経済対策を打ち出しておくべきだと思うのです。岩手県として何を売り込んで、どのように、インバウンドも含めて国内外のお客さんたちに来てもらうのか。今までの大変だった思いをある程度、爆発的でもいいのですが、売り上げを伸ばすために、商工労働観光部として何をどうやっていくのか、プロジェクトチーム等をつくって検討すべきではないかと思うのですが、部長、どうでしょうか。

○**岩渕商工労働観光部長** 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の進捗に伴って、支援のあり方は大きく変わってくるだろうということで、4月、5月に臨時会を開き、さまざまな支援をやってきました。佐々木朋和委員が一般質問でおっしゃっていましたが、大谷選手の活躍を見ると、海外ではマスクなしで野球場に入っている状況です。我々も今後どう対応していくのか、来年度予算と言うとちょっと気が長いようで変なのですが、6月定例会後のサマーレビューで、当部では観光あるいは県産品の販路拡大と、今はとまっています。海外マーケットも含めて、何をしていくべきか重点的に検討していくことで調整しております。工藤勝子委員がおっしゃるようなV字回復におくれないように取り組んでいきたいと思っております。

○**工藤勝子委員** ピンチになったときにチャンスはどう迎えるか、段取りは非常に大事だと思うのです。そのときに岩手県をどう売り込んでいけるのかは、皆さんの肩にかかっていると思うのです。それぞれの市町村にも自然などすばらしいものがいっぱい残っております。市町村との連携を密にしながら、チームで常に頭を合わせて、みんなに希望を与えるような前向きな検討を望みます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○**川村伸浩委員** 先ほどGo To Eat第2弾の予算も決まったのでありますが、宿泊業あるいは飲食業に対する支援を、できる限りやられてきていると思ひます。私もいろいろなところに出かけて現状を調査しているのですが、冠婚葬祭が非常に少なくなっている、あるいは規模が縮小されていまして、仕出し屋がお膳を準備して、お斎の場が終わると持ち帰って洗って、また次の日の準備をするということが一切なく、お弁当をお持ち帰りするとのことでありました。単価あるいは数も非常に大変ということでありました。あわせて結婚式も本当に少なくて、写真を撮って、家族だけで顔合わせをしておしまひ。当然飲食もないというお話も伺っています。

先ほど工藤勝子委員あるいは軽石義則委員からもお話がありましたが、なかなか表に見えない業種も、支援していかなければいけないと思ひます。いろいろ調べていたら、大分県で、結婚するふたりを応援しますということで、結婚する方々に写真や結婚式の費用として10万円を援助する事業をやっているようです。商工サイドでも、こういった業種の方々の支援をぜひ考えてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○**阿部経営支援課総括課長** 川村伸浩委員から御紹介いただいたサービス業の方々に、地域企業経営支援金の活用をぜひ勧めただければと思ひております。仕出し屋が飲食業などを営んでいらっしやれば、先ほどから話題になっております新型コロナウイルス感染症の感染症対策として10万円がもらえる可能性もあります。

次に、御紹介いただきました大分県の事例ですが、挙式する方々に 10 万円を差し上げるという事業があることを知りませんでした。冠婚葬祭は需要喚起的なものは難しいだろうと思いつつも、先ほどから御紹介しております国の事業再構築補助金の新たな取り組みの中で、冠婚葬祭業は全国でも幾つか採択されております。例えば葬祭会館をシニア向けのフィットネスジムに改装したり、結婚式場ですと、リモートで結婚式に参加できる新たなシステムを開発するといった事例が採択されています。本業あるいは新型コロナウイルス感染症が終わった後を見据えながら事業を見直していくための支援として、県が行っております事業継続伴走型支援事業の専門家派遣なども使いながら御支援をしていきたいと思っております。繰り返しになりますが、冠婚葬祭という分野での需要喚起策は難しいところもあります。大分県の事例なども参考にさせていただきながら、他部局とも調整をして研究してまいりたいと思っております。

○川村伸浩委員 コロナ禍がいつ明けるかわかりませんが、それまで何とか持ちこたえたいという思いもかなり強くあるようですので、新たな支援策をぜひ考えていただきたいと思えます。

もう一点、いわて旅応援プロジェクト、いわゆる岩手県民割の関係です。現在の状況はどうなっているのかお伺いします。

○高橋観光・プロモーション室長 事業開始から 6 月 24 日までの利用者数であります、登録宿泊施設及び旅行会社からのいわて旅応援クーポンの配付状況から、約 25 万 5,000 人となっております。

また、これまでの精算状況であります、6 月 10 日までに請求があったものにつきましては、割引利用者数が約 8 万 8,000 人分、支払額が約 5 億 4,700 万円余となっており、割引原資に対し約 16%の支出という状況であります。

○ハクセル美穂子委員長 昼食時間にかかりますが、川村委員のこの際が終わるまで引き続き継続したいと思えますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員 順調に利用されていると思えました。事業期間なのですが、現在 8 月 22 日までということで行っておりますが、先月末に観光庁から、予約販売を 10 月 31 日まで延長してもいいという発表がありましたが、岩手県では期間を延長する考えがあるかないか、お伺いします。

○高橋観光・プロモーション室長 今のいわて旅応援プロジェクトの期間延長についてありますが、今の予算の執行状況を見ますと、8 月 22 日までという予定で制度設計しております、おおむね予算額に達すると見込まれる状況です。国から 10 月までという話が出ていますが、事業期間を延長するには、国からの追加配分がないとなかなか難しいという状況であります。国との協議の中で、全国的な状況も踏まえてだと思っております、追加配分は難しいというお話をいただいておりますので、現時点では延長は予定しておりません。ただし、県といたしましても、先ほどお話があった、例えば県境を越えたいろいろ

な観光需要策が全国的にも出てまいりますので、引き続き国に対しては要望してまいりたいと考えております。

○川村伸浩委員 岩手県を含んだ全国3県のスタートダッシュがよかったということで、利用も順調に進んでいるのだらうと思います。今答弁があったとおり、予算がないことには期間を延長しても当然だめですが、状況を見て、もし延ばせるのであれば延ばしてほしいですし、また国には引き続きその対策としての配分をお願いしていただきたいと思えます。

○ハクセル美穂子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦勞さまでした。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○ハクセル美穂子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第12号県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菅原道路環境課総括課長 議案(その2)の21ページをお開き願います。議案第12号県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例案について御説明を申し上げます。

便宜、お手元に配付しております議案説明書により説明させていただきますので、議案説明資料の1ページをお開き願います。初めに、県道の構造の技術的基準等を定める条例についてですが、この条例は道路法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、県道の車道や歩道等の構造基準、道路標識の寸法及びバリアフリー基準について定めているものであります。今回一部改正しよういたします道路構造の技術的基準は、道路法の規定により道路構造令で定める基準を参酌いたしまして、県道の交通安全施設や幅員等を定めているものであります。

次に、条例案の概要であります。まず改正の趣旨であります。道路法及び道路構造令の改正に伴い、交通安全施設に自動運行補助施設を追加するなど、所要の改正をしようとするものであります。

条例案の内容であります。アといたしまして、交通安全施設に自動運行補助施設を追加するものであります。これは、自動運転技術の実用化に向けまして、下の例にありますように、路面下に電磁誘導線や磁気マーカーなどによりまして、自動運行車の安全な運行を補助する自動運行補助施設を交通安全施設に追加するものであります。

イといたしまして、歩行者利便増進道路に関する基準を新設するものであります。これ

は、バイパスの整備等によりまして自動車の交通量が減少しております市街地等の道路において、にぎわいを目的に歩行者中心の道路空間の構築を目指すために、道路の一部を歩行者の滞留の用に供する部分として確保するなど、道路空間の再配分を可能とする歩行者利便増進道路に関する基準を新たに規定するものであります。

資料の2ページをごらん願います。この制度の特徴であります。まず歩行者利便増進道路の基準を定めることによりまして、道路管理者であります県は、交通状況や道路の構造等を勘案いたしまして、にぎわいのある道路空間を創出するために、赤色で着色している部分であります。道路の一部を、区間を定めて歩行者利便増進道路に指定することが可能となるものであります。

特徴の2点目ですが、利便増進誘導区域として指定いたしました区域につきましては、ベンチやテーブルなどを設置する際に、道路占用基準がこれまでより緩和されることとなります。

条例案の内容のウといたしまして、目次の条ずれについて所要の整備を行うものであります。

次に、施行期日であります。公布の日から施行しようとするものです。

以上、説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○**高橋はじめ委員** 自動運行は自動車メーカーもどんどん推進しているので、交通事故防止あるいは高齢者にとって非常に移動が楽になると期待しています。自動運行車の安全な運行を補助する自動運行補助施設をつくるために条例を改正するということなのですが、これは非常にいいので、新設だけということではなく、今後この条例に基づいて県道を整備していくのではないかと考えているのですが、どのようにお考えなのか、お伺いします。

○**菅原道路環境課総括課長** 現在の自動車の自動運行につきましては、国が主体でありまして、全国でいろいろな社会実験、いわゆる実証実験等を行っている状況であります。本県では、道路ではありませんが、例えば陸前高田市のJR大船渡線のBRTの一部路線で、そういった実証試験を行ったと伺っているところであります。

現在国では、自動運行に向けた整備について、さまざま検討していると伺っております。県といたしましては、今後国の検討状況を見ながら、自動運行化に向けた取り組みについて、さまざま検討していくことになるものと考えております。

○**高橋はじめ委員** 資料の説明図では、自動運行施設の位置は走行車線のセンターというイメージではありますが、センターライン、あるいは衛星通信回線を使って、あるいは自動車のセンサーを使ってという三位一体になるのかもしれませんが、試験的な取り組みはどのような形で進められているのか、情報があればあわせてお伺いしたいと思います。

○**菅原道路環境課総括課長** 自動運行施設の位置的なものにつきまして、車両の運行の安全性という点から路面下のどの位置がいいのか、あるいは道路の勾配が急で電磁波が届かないようなところにはどういった箇所につけるのがいいか、国がいろいろと検討している

状況だと承知しております。

○**軽石義則委員** 歩行者利便増進道路の基準についてお聞きします。これは大変いいことだと思いますし、まちのにぎわいづくりには必要ではないかと、まさにコロナ禍対策の中で、いろいろな意味で有効に活用する空間ができるのだらうと思います。確認しておきたいのは、この空間をつくることによって、違う意味で仕事に支障を来すことも考えられるのではないかと思うのですが、その点はどうなのでしょう。

○**菅原道路環境課総括課長** この歩行空間につきましては、あくまでもにぎわいの創出ということで、現在の比較的広い歩道、歩行空間を有効的に活用していこうというものであります。一方で、この指定等を進めるに当たりましては、地元市町村や商店街、あるいは民間事業者と連携しながらということになりますし、指定に当たりましては公安委員会等との協議等もあります。軽石義則委員御指摘のとおり、今の状況に支障を来すこととならないよう進めていくことになるものと考えております。

○**軽石義則委員** ぜひそのようにしてほしいと思いますし、県民の皆さんにも歩行者利便増進道路の有効性を理解いただくことは大事だと思います。指定する際の一定のルール、目安、または基準についても大体の構想はできているのですか。

○**菅原道路環境課総括課長** 基準につきましては、既に国が考えた方を示しております。大きく一つは、歩行者の滞留空間を確保する中でも、歩行者の通行空間を適切に確保するため、ある一定の幅以上が必要という基準があります。二つ目ではありますが、冒頭で申し上げましたとおり、バリアフリーといいますか、障がい者や高齢者でも利用できる施設の区間である必要があるということ。最後に、利便性ということで、ベンチやテーブルといったものにつきましても、計画的に適切に配置できていることというような、大まかな考え方が国から示されているところであります。

○**軽石義則委員** 国がある程度示してくれるということですが、地域事情も多くあると思うのです。岩手県は豪雪地帯ですから、冬場と夏場では活用方法が全然違うと思うのです。加えて、今は緊急輸送道路には新しい構築物は回避するというので進めています。新しい空間を設けるには植樹も大事ですが、大きくならないものだけ選ぶわけではないと思うのです。日陰をつくるにはそれなりの木を選定されると思うのですが、工作物との差についてはどうなのでしょう。

○**菅原道路環境課総括課長** 街路樹は、都市空間における緑化、景観等から非常に大事ですので、にぎわいの創出に向けて調整をしていくことが必要と考えております。

○**軽石義則委員** 道路に面したところで、どうしても事業をしなければならない仕事もあるので、そういう皆さんとも連携を取って、有効に活用できるように進めてもらうことをお願いして終わります。

○**ハクセル美穂子委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第13号県立都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○嵯峨都市計画課総括課長 それでは、議案（その2）の23ページをお開き願います。議案第13号県立都市公園条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきます。議案説明資料の3ページをごらん願います。初めに、1、改正の趣旨についてであります。岩手県立高田松原津波復興祈念公園の会議室を有料公園施設とするとともに、その使用料の額を定め、及び当該県立都市公園の管理を指定管理者に行わせようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。〔1〕は、岩手県立高田松原津波復興祈念公園利用者の利便性の向上を図るため、管理棟に会議室を設置し、その使用料の額を1時間までごとに1,370円としようとするものであります。〔2〕は、岩手県立高田松原津波復興祈念公園の管理運営に民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の節減を図るため、公園の管理を指定管理者に行わせることとし、その業務の範囲について定めようとするものであります。

次に、3の施行期日等についてであります。この条例は令和4年4月1日から施行することとし、ただし、2の〔1〕の会議室を有料公園施設とする改正については規則で定める日から、3の〔2〕の準備行為については公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋はじめ委員 1点目、確認ですが、この会議室は今ある施設の中につくるのか、それとも新たに増設するのか。

2点目、有料にするとのことですが、今ある施設を会議室にするのであれば有料はどうかという思いもあります。有料とする理由と、金額を1,370円とした根拠についてお伺いします。

○嵯峨都市計画課総括課長 まず1点目の会議室は既存の施設か増設かということですが、現在高田松原津波復興祈念公園内に新たに管理施設を建築中でありまして、新たに設ける管理棟の中に、会議室を設置しようとするものであります。

2点目の有料の考え方と根拠についてであります。都市公園の会議室施設につきましては、基本的にはこれまでも有料の施設として運営しております。当該会議室も一般の利用に供するというので、ほかの施設等と均衡を考慮し有料施設とするものであります。

また、使用料の設定につきましては、都市公園の施設の使用料は、公園施設の整備費等と、維持管理費の減価償却、及び近隣の類似施設との均衡を考慮し設定しているところであります。今回もこれまでの考え方に倣いまして、減価償却により算定した使用料をもとに、ほかの類似する県の公の施設の使用料等と比較した結果、おおむね均衡が図れているということから、減価償却により算定した使用料とするものであります。

○高橋はじめ委員 わかりました。

会議室は何人ぐらい収容できるのか、もう少し施設の概要について御説明願います。

○嵯峨都市計画課総括課長 定員につきましてはスクール形式で63名を想定しております。平米数でいうと105平米程度の会議室を設ける予定であります。

○軽石義則委員 会議室は有料との説明でしたが、復興祈念公園ですので、被災者の皆様方がそこに集い、いろいろな思いを語りあったり、つないでいくために活用されることも想定されるのではないかと思います。被災者の皆さんについては、当面は減免あるいは無料という考慮があってもいいのではないかと思います。その点は検討なされたのでしょうか。

○嵯峨都市計画課総括課長 利用料金を設けるといのは、先ほど申し上げましたとおり、基本的には一般の利用に供するというので、従来の施設との均衡ということでもあります。ただ一方で、復興祈念公園という中に設置するというので、一般の利用のほかには東日本大震災津波の伝承など、いろいろな活動が想定されます。例えば公益的な目的を有するようなものにつきましては、使用料の減免という規定もあります。今後指定管理に移りますので、その中で利用料金等の基準、あるいはあり方等についても検討してまいりたいと考えております。

○軽石義則委員 ぜひそういうことも含めて検討してもらいたいと思います。

指定管理制度を導入するという事は競争入札ではないかと思うのですが、復興祈念公園という施設は、ある程度、県なり国の施設でもあるのですから、責任を持って負担して、被災者の皆さんに寄り添っていくという原則からすれば、その部分は少し気持ちを入れておくべきではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○嵯峨都市計画課総括課長 今回条例を提案させていただいておりますので、議決されれば指定管理者の公募に移っていくことになると思います。復興祈念公園というので東日本大震災津波の伝承や被災地の活動など、従来の都市公園とは違う点もあると思っておりますので、公募する際には、そういったところも十分考慮してまいりたいと考えております。

○軽石義則委員 指定管理者に建物を管理、補修してもらうことも大事だと思うのですが、この施設については、指定管理者が経費を節減しないと本来やるべき管理ができないというようなことがあってはいけないと思いますので、ぜひその点も考慮した上で進めていた

だきたいということをお願いして終わります。

○**ハクセル美穂子委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 14 号流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**水野下水環境課総括課長** 議案（その 2）の 26 ページをお開き願います。議案第 14 号流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

お手元の議案説明資料の 4 ページをお開き願います。まず、1、改正の趣旨につきましては、下水道法の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものであります。

次に、2、条例案の内容につきましては、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律、以下流域治水関連法と申しますが、この法律による下水道法の一部改正により、本条例で引用している条項にずれが生じるため、条例第 6 条と第 7 条を表の下線のとおり改正しようとするものであります。なお、今回の改正により、条例の内容に変更はございません。

最後に、3、施行期日につきましては、流域治水関連法の施行の日、またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行しようとするものであります。これは、流域治水関連法は、令和 3 年 5 月 10 日に公布されたものであり、その施行の日は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日とされており、この法律の施行の日と、この条例の公布の日の前後が見込めないことによるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から、河道掘削についてほか2件について、発言を求められておりますので、これを許します。

○**上澤河川課総括課長** お手元の河道掘削についての資料をごらん願います。現在県で進めております河道掘削について御説明申し上げます。

これは、本年3月4日に開催されました商工建設委員会におきまして、高橋はじめ委員より、河道掘削について詳しい資料を委員会に提出していただきたいとの発言がありました。本日は、高橋はじめ委員の発言を踏まえまして、作成した資料について御説明させていただきます。

次のページをお開き願います。初めに、河道掘削の進捗状況についてです。平成29年度に策定しました年次計画では、河道掘削の対象を114河川、239カ所とし、計画期間を平成29年度から令和3年までの5カ年としております。

令和2年度末時点での進捗状況は、箇所数については239カ所のうち154カ所で実施し、進捗率は64%、河川数については114河川のうち91河川で実施し、進捗率は80%となっています。なお、年次計画策定時点で対象となっていなかった河川について、計画外箇所において近年洪水が発生したことなどから、河道掘削を実施した箇所は23河川、39カ所となっております。

次のページをお開き願います。2ページ目と3ページ目は、令和3年度の河道掘削実施予定箇所一覧となります。また、4ページ目には、その位置図をお示ししておりますので、ごらんください。

なお、この予定箇所は、令和3年3月時点での見込みでありまして、今後の調査等により変更が生じることもあります。以上で説明を終わります。

○**戸来砂防災課総括課長** 一般国道107号西和賀町大石地区の変状の状況についてというA3判の資料をごらん願います。委員の皆様には、これまで2回にわたり、個別に状況を報告させていただいたところですが、その後の調査状況等について御説明いたします。

初めに、調査の状況ですが、1ページ目の左下の全景写真をごらん願います。これまで伸縮計、簡易傾斜計の設置を行ったほか、地滑りの深さなどを確認するために、凡例にあります丸印の位置において調査ボーリングを進めております。黒丸の6カ所が現在完了しております。赤丸の4カ所で削孔中でありまして、削孔完了したボーリング孔には、滑り面の位置を確認するためにパイプ歪計を設置し観測しております。

続いて、右下の写真をごらん願います。現地調査の状況ですが、斜面の上部においては、写真①のように滑落崖が確認されているほか、写真②から④のようにコンクリート法枠や擁壁の変状が確認されており、擁壁が前に押し出されて倒れかかってくるおりましたので、現在は大型土のうを前面に設置して押さえしている状況であります。

次に、2ページ目をお開き願います。最初に、観測の状況ですが、資料の左、中ほどの監視カメラの画像をごらん願います。こちらは5月6日時点と6月30日時点と比較したのですが、開口幅は約59センチ、段差約38センチと亀裂が拡大している状況となっております。

次に、伸縮計による移動量の観測ですが、北上市側の道路部に設置したS-2の伸縮計や斜面上部に設置しましたS-16の伸縮計において、継続して変位は確認されておりますが、ここ数週間においては移動量の傾きが緩やかになっており、いずれも動きが沈静化傾向になってきている状況です。

次に、滑り面についてですが、左下の断面図にお示ししましたとおり、調査ボーリング内に設置したパイプ歪計の変位の状況により、道路面から約32メートル下の位置に滑り面がある可能性があり、地滑りの範囲につきましては、左上の写真に示しておりますが、道路方向に幅が約180メートル、道路面からの斜面方向に約220メートルの範囲と推定しているところですが、さらに調査を進めながら、並行して対策工の検討を進めているところでもあります。

また、調査に並行しまして、緊急措置として、地滑りを沈静化させるために、右上の写真にあります水抜きのための横ボーリングを6月7日から開始しており、道路上から3カ所を進め、7本の掘削が完了したところですが、この水抜き横ボーリングにつきましては、国の専門家から、今後の長雨や融雪期にも備えまして、恒久的な対策としての必要性も助言いただいたところであり、より効果的な施工について相談しながら進めている状況です。

最後に、今後の対応ですが、現在地滑りの範囲の推定を進めながら対策工の検討を行っているところであり、今月5日には国の専門家による2度目の現地調査も予定しております。一日も早い通行再開に向けまして、引き続き国の専門家などの指導、助言を得ながら検討を進めてまいります。以上で説明を終わります。

**○嵯峨都市計画課総括課長** 現在県が策定を進めております岩手県都市計画ビジョンの最終案について、お手元に配付しております資料により御説明させていただきます。

まず、1の計画策定の趣旨及び経緯であります。本ビジョンは県独自の任意計画であり、県の総合計画を踏まえ、都市づくりの基本理念やおおむね20年後の県全体の目指すべき都市像など、都市づくりの基本的な方向性を示すものとしております。現行のビジョンは令和2年度を目標年次としていることから、この間の人口減少、高齢化の進行、災害の頻発、激甚化への対応など、最新の社会経済情勢等を踏まえ、改定を行おうとするものであります。令和2年1月に改定に向けた検討を開始し、令和3年2月の都市計画審議会において素案を公表し、審議会やパブリックコメントなどの意見聴取結果を踏まえ、今般

最終案を取りまとめたものであります。

次に、2の最終案の概要について御説明申し上げます。まず、(1)のビジョンの位置づけにつきましては、県独自の任意計画で本県の都市計画の体系上、最上位に位置づけ、県及び市町村が都市計画制度を運用していく際の指針となるものであります。

次に、(2)の計画対象区域等ではありますが、本計画は都市計画区域を対象として、令和3年からおおむね20年後を展望するものであります。

次に、(3)、(4)は最終案の構成ではありますが、こちらにつきましては次のA3判の資料1で内容を御説明申し上げます。資料1をお開き願います。このビジョンは左側の第1章から右下の第6章までの6章で構成しております。

最初に、第1章、はじめににつきましては、先ほど御説明した策定の経緯と位置づけを記載しております。

次に、第2章、都市づくりの現状と課題をごらん願います。第2章では、本県の都市計画を取り巻く現状を踏まえ、九つの課題を整理しております。1の人口減少・高齢化の急速な進行に対する課題や、2の東日本大震災津波の教訓を踏まえた巨大地震・津波への備えに対する課題のほか、都市づくりに対する県民ニーズ等を踏まえた内容としております。

次に、第3章、基本理念（将来都市像）をごらん願います。第3章では、いわて県民計画（2019～2028）を踏まえ、将来の都市像として、1の安心して快適に暮らせる都市、2の交流・連携が活発で、活力ある産業が展開される都市、3の美しい自然と街並みを生かした魅力ある都市の三つの基本理念を掲げております。

次に、第4章、都市づくりの基本方針をごらん願います。第4章では、第3章で示した将来都市像を実現するため、どのように都市づくりを進めていくのかについて示しております。1の利便性と安全性が確保されたコンパクトな都市づくり、2の産業と交流を支える地域ストックを生かした都市づくり、3の環境と共生する都市づくりの三つの基本方針に基づき、都市づくりを進めてまいります。

次に、第5章、都市計画制度の運用方針をごらん願います。第5章では、第4章で示した基本方針に基づく都市づくりを進めていくに当たり、どのように都市計画制度を運用していくかといった基本的な考え方を示しております。一つ目の土地利用については、(1)の都市計画区域の適切な指定や、(2)のコンパクトで活力あるまちづくりを推進するため、立地適正化計画の作成などを促進してまいります。

二つ目の都市施設と三つ目の市街地開発事業等については、都市の利便性の向上などを図るため、都市計画道路等の都市施設の整備や市街地開発事業を進めてまいります。

四つ目の自然環境等の保全と活用については、自然環境や景観を生かしたまちづくりを推進してまいります。

五つ目の災害に備えた安全で安心なまちづくりについては、防災・減災の観点から、立地適正化計画における防災指針の作成などを促進してまいります。

六つ目の多様な主体と連携したまちづくりについては、県と市町村のほか、住民やNP

○、民間事業者と連携したまちづくりを推進してまいります。

次に、第6章、広域圏ごとの都市づくりでは、広域圏ごとに地域特有の現状や課題を整理し、それに応じた都市づくりの基本方針を示したものであります。

以上が最終案の概要であります。

今後のスケジュールといたしましては、7月中旬に開催を予定しております岩手県都市計画審議会に対して最終案を諮問した上、本年9月をめどに計画の策定を予定しているところであります。

説明は以上となります。よろしくお願ひ申し上げます。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○高橋はじめ委員 まずは、河道掘削について資料を見やすくまとめていただきましてありがとうございます。また、掘削土の処分についても、入札の段階でいろいろ決めてほしいという話を以前しましたが、業者から、最近はそのような処分も含めた入札ができて非常に驚いている、ありがたいという話を聞いております。ぜひ今後においても、掘削する際には掘削土の処分についてもしっかりと処分先、あるいは活用先を決めて入札に臨んでいただきたいと思ひます。

もう一つ、全部の河川がそうではないと思ひますが、例えば堆積土ですと、県内各地に鉱山があったので、上流からいろいろなものが流れてきて堆積していないかという心配をする人もおりますので、可能であれば、掘削する範囲の一、二カ所でも土壌調査をしたほうがいいのではないかと、個人的に思っておりましたので、今後他県の事例も見ながら、取り組んでいただければと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、ただいま説明のあった一般国道107号西和賀町大石地区の変状に対する通行どめと復旧工事についてお尋ねしたいと思ひます。一般国道107号線は、もともとはダムの下の方を走っていたのです。昭和40年代にダムをつくったときに、山の大体3分の1ぐらい上のほうに今の道路ができたという経緯があります。私も小学校の4年生か5年生ごろに横黒線、今は北上線になっていますが、あの地区に行ってダムの工事現場を見た記憶が少し残っております。その当時、随分高いところに道路がつくられているなど思っておりましたが、それから60年ぐらいたっているのです。さまざまところにひずみが生きて、またダムの建設などさまざまなこともありまして、平成27年の土砂崩落による通行どめ、昨年の秋は雪崩による通行どめと、通行どめの回数がふえてきたように思っております。

そういうことを含めて、今回の変状の箇所だけではなく、抜本的な改良も進めていく必要があるのではないかと思っております。そこでお尋ねしますが、現在までの経緯と、5日に国の専門家による2回目の現地調査が行われたとの説明がありましたが、現状からどのような工事が想定されるのか、また工期はどのくらいになるのか。

地元の方は高速道路を使い慣れていないということもあって、できれば今の工事の場所

に併設して、仮設道路をつくれぬのかという声があります。もう一つは、湯田サービスエリアから乗降できないかという声もあります。大石地区の耳取地区には140人ほど住んでおりますが、インターチェンジまで10キロメートル戻らなければなりません。しかし、すぐ近くに高速道路のサービスエリアがあるので、そこから乗降できないかということでもあります。スマートインターとなると、かなり大がかりで費用もかかるのですが、簡単なバーと自動の精算機1台あれば、通行可能なような気もするのですが、いかがでしょうか。地元の要望でもありますので、あわせてお尋ねしたいと思います。

**○戸来砂防災課総括課長** まず初めに、どのような工事が想定されるかというお尋ねについてであります。地滑り対策につきましては、大きく分けまして抑制工と抑止工という工種があります。地滑りの主な原因は、雨や融雪水によって地下水が増加し、滑り面の間隙水圧が高まってしまうことです。まずは地下水を排出させる必要があります。今現在水抜き横ボーリングを進めておりますが、そういった工法や、井戸を掘って水を集める、また滑り面の下のほうを盛土などで押さえるといった方法が考えられます。

また、抑止工としましては、構造物の持つ抵抗力で地滑りをとめるということで、斜面上にくいを打ったり、アンカー工を行ってとめたりといったことが考えられますが、今回の地滑りの規模が、幅が180メートル、斜面長でも220メートルという、大変規模が大きいことから、どういった工法で押さえることができるのか、調査を進めながら検討しているところであります。また具体的な工法についてはお示しできるような状況にはなっておりません。工期につきましても、地滑りの規模が大きいものですから、復旧までにはかなり時間がかかると想定されます。工法の選定とあわせて今後詰めていきたいと考えております。

仮設道路につきましては、まずダム湖内の仮橋等の設置も案としては考えられますが、今現在の道路とダム湖との高低差も四、五十メートルありますし、ダム湖内に仮橋等、新たに迂回する道路を設けるとなると相当な規模になります。まず何とか現状道路を通せないかということで、いろいろな方面から通行確保に可能な工法を探っているところであります。

最後に、サービスエリアからの乗り入れですが、情報連絡会議の中でNEXCO東日本から、地元の要望もありますことから検討されていると伺っております。

**○高橋はじめ委員** まだ地面が動いているので、どういう工法が最もいいのかを検討する前の段階だと思っております。そういうことも含めながら、概略をお尋ねしたところであります。ここを利用している方々は、片側でもいいので一日も早く通行可能にしてもらいたいと思っております。

高速道路を利用した方からは、車の流れているところに、どのタイミングで合流したらいいのか難しい、それから、制限速度70キロメートルで走っていたら、後ろに車の列がどんどんつながって、あおり運転ではないが、出したこともないスピードで走らなければならないと怖い思いをしたという話も聞いておりますので、ぜひ早く解決してあげたいと

思っております。

あわせて、一般国道 107 号（川尻・当楽間）改良整備促進期成同盟会や西和賀町からトンネル化の要望が出ておりました。これに対する回答も出されており、私もその内容を見させていただきました。現時点では何とも言えないというところなのでしょうが、国道 107 号のトンネル化については、前にも一般質問で取り上げさせていただいて、通行量の問題や費用対効果など、いろいろな話もされましたが、例えば工藤勝子委員が頑張って整備された立丸峠と国道 107 号を比較した場合、国道 107 号の重要度はかなり高いと思うのです。岩手県から秋田県、あるいは日本海側に行くには国道 46 号と国道 107 号、南のほうに行きますと奥州市と一関市からも国道があるのですが、冬期間は通行どめになってしまうので、この国道 107 号が通行どめになると、物流関係に大きな支障を来してしまうことになります。動脈とも言われる国道 107 号でありますので、通年の安全走行を目指すべきではないかと思っております。そういった意味では、やはりトンネル化は避けては通れない。たびたび崩落事故もありますし、トンネル化が必要ではないかと思っておりますが、国土交通省に話をすると、県の考えはどうなのだ、県でしっかり結論を出してから国に出してくれたら検討するよと、大体こんな流れになるわけです。やはり県でしっかりとこのことを捉えて、国に対する要望書をまとめていかなければならないと思っておりますが、残念ながら中平県土整備部長は来週で国に戻られます。国に戻られてからも岩手県を応援していただけると期待をしておりますが、部長の思いをお伺いしたいと思います。

○中平県土整備部長 通行どめとなってから、ちょうど2カ月になりました。地域の方には御不便をおかけしていると思っております。平成 26 年に通行どめがあり、ことしも大きな雪崩があったことは御指摘のとおりです。やはり今は、災害に強い道路が求められていると思っております。そういう意味でも、期成同盟会がつくられ、トンネル化の要望が出されたことは、我々も非常に重く受けとめております。災害に強い道路をつくっていく上で、地域の皆さんの思いを受けとめて、どのように整備していくのか。先ほど戸来砂防災課総括課長から答弁申し上げたとおり、調査と検討を全力で進めようとしております。今はまだ具体的にその対策や方向性をお答えする段階ではありませんが、今申し上げたような基本的な考え方、そして地域の皆さんの熱い思いをしっかりと受けとめて、全力で調査を含め検討をしっかりと進めていきたいと思っております。

○高橋はじめ委員 ぜひ岩手県の応援団の一員として、道路整備を含め、県土整備に関するさまざまな事項について御支援をいただければと思っております。

また、県道花巻平泉線、私の地元の山口地区の残った狭隘なところを改良整備していただいております。歴代の花巻土木センターの所長を初め、担当された職員の皆さん方には長年にわたって地権者との話し合いや協議を進めていただいて、きょうを迎えることができたと思っております。柚まちづくり担当技監、菅原建設技術振興課総括課長、戸来砂防災課総括課長、ここにおられない課長も含めて、本当に御苦労いただいたと思っております。ぜひ今後とも道路整備についてお願いしたい。あと一つ、新田橋という問題があ

りますので、この架けかえに向けてもぜひ御助力をいただきたいと思います。

○**工藤勝子委員** まず最初に御礼を申し上げたいと思っております。県道釜石鶴住居線があります。そこを走って橋野高炉があります。今は新型コロナウイルス感染症の関係で、観光バスも走っていませんが、そこの道路の裏側が崩落しました。大変な工事でありましたが、間もなく完成するとのこととあります。令和3年度内はかかると言われていましたので、もっと早くと思っていたら、今期の冬はあまり厳しさもなく、雪も少なかったので、工事が進みまして、間もなく終わるとのことと、この場を借りて感謝と御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

質問に移ります。この間宮古市まで行ってきました。何回か行っているのですが、我が家からも1時間で宮古市の中央インターまで行けるようになりました。ということは、遠野管内から宮古市に行く人たちは、多分トイレは関係ないのではないかと思います。例えば花巻市から釜石道を通って三陸沿岸道路に入った場合、また宮城県から北上してきた場合、やはり久慈までの間に1カ所ぐらいサービスエリアというのでしょうか、トイレ休憩所を設置しなければならないのではないかと思います。子供やお年寄りも乗っている中で、そう感じたところでありました。宮古市に入る前に、左側に車が休めるかなり大きな場所もありますが、県としてどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

今度山田町に道の駅ができるという情報もありました。では、宮古市の宮古中央インターでおいて、どこのトイレに行ったらいいのかと思ったのです。町場に入っても、よくわからないところもありまして、一旦車に乗ってしまうと少々ではおられません。目的地に向かって走っていくのです。そういう中において、物品販売所までいかななくても、三陸沿岸道路の近くに簡易的なトイレ休憩所をつくれぬものなのか、お聞きします。

○**照井技術参事兼道路建設課総括課長** 三陸沿岸道路の休憩施設やトイレ等の設置の考え方なのですが、国におきましては三陸沿岸道路のような無料の高速道路につきましては、地域振興の観点から近傍の道の駅を高速道路から案内をして、休憩施設として活用するということとしております。このため、国におきましては、隣接する既存の道の駅に誘導するための案内標識等の整備を三陸沿岸道路でも行っておりまして、沿線の市町村におきましてインターチェンジに近接した道の駅の整備、例えば久慈市の広域道の駅や普代村の道の駅などの整備が進んでおりますし、山田町で山田インターのそばに移転の計画が進んでいるところであります。

県といたしましては、三陸沿岸道路の利用者にインターチェンジのそばに道の駅があることを周知することが、道路利用者の利便性につながると考えておりますので、その案内標識の整備やインターチェンジに近接した道の駅の周知について、国や市町村と連携して取り組んでいきたいと考えています。

○**工藤勝子委員** 沿岸の市町村も、町の活性化のために、ある程度高速道路をおいてほしいという要望があったと聞きました。どこかに大きなお土産店みたいなものを設けてしまうと、そこで買ってしまっ、まちにおりない。道路ができたことはいいが、まちが閑散

としてしまうようなこともあるというお話を聞いたことがありました。ですから、今御答弁いただいた考え方もあるのだろうとも思っていました。

東北自動車道は盛岡市に来るときに何回も通っていますので、何か食べながらでも来られるのですが、三陸道ではジュースを飲むのもためらうほど緊張しながら、看板を見ながら走っていました。そういった状況でしたので、道の駅まであと何キロメートルという標識は非常に大事ではないかと思っています。それも小さなものでなくて、まちをPRしながら誘導できるものを考えていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○**軽石義則委員** 何点かお聞きします。

先般、他県で非常に悲しい通学路での交通事故が発生しました。岩手県でも過去に悲惨な事故がありましたので、その教訓を生かしてこれまでも対策を取ってきていると思いますが、今回の通学路における交通事故を、県土整備部はどのように受けとめておられるのか、お聞きします。

○**菅原道路環境課総括課長** 先月 28 日に千葉県の通学路で児童 5 人が死傷するという、まことに痛ましい事故が発生したことは、関係機関と連携して、さまざまな交通対策を行っている立場としまして、まことに心痛い思いであります。亡くなられた児童の御冥福と、けがをされた児童の一日も早い回復を祈りたいと思っております。

事故の詳細や原因につきましては、現在、警察において捜査を進めていると、報道を通じて承知しているところでありますが、このような痛ましい交通事故から、道路を利用するドライバーも含めまして、子供たちの安全をどのようにして守っていくのか、交通安全の確保の重要性を改めて認識いたしまして、大変重く受けとめているところです。

○**軽石義則委員** 岩手県はもちろん、日本中でこのような事故が再発しないことを祈るばかりでありますし、みずからも注意喚起をしていかなければならないと思います。事故を起こしたドライバーの行動等も含めて、警察を中心に交通安全対策をやっていただかなければならないと思います。一方で、それでも避け切れない事故はありますので、道路の構造も含めて、道路管理者としてやらなければならないことをしっかりやっておくことが命を守ることに直結すると思っております。県内における公道の通学路を中心に、今現在、県土整備部が危険箇所として把握している状況はどのようになっているのでしょうか。

○**菅原道路環境課総括課長** 現在の通学路等の危険箇所の把握状況につきましては、平成 24 年 4 月に、京都府における事故を初め、登下校中の児童等が巻き込まれる交通事故が多数発生したことがあり、平成 24 年 5 月に国の関係省庁から通学路の緊急合同点検の実施という要請を踏まえまして、文部科学省の実施要領に基づき、本県でも教育委員会、警察、それから私ども道路管理者などによります通学路緊急合同点検を同年 8 月までに実施いたしまして、対策が必要な箇所の把握を行ったところであります。歩道が設置されていない、あるいは防護柵が必要と思われる箇所など、県管理道路の対策必要箇所数は 186 カ所でありました。

○**軽石義則委員** 平成 24 年から対策を取っているとのことですが、現在の危険箇所の改善状況はどうなっているのですか。

○**菅原道路環境課総括課長** 昨年度末までに 186 カ所中、178 カ所の対策を完了しております。また、残り 8 カ所につきましては、現在対策に着手しているところであります。

○**軽石義則委員** 既に対応されているとのことではありますが、平成 24 年の調査箇所以降、道路事情が変わって交通量の変化等も発生していると思うのです。新たに把握した危険箇所も含めて 186 カ所なのか、平成 24 年時点で 186 カ所なのか、どちらですか。

○**菅原道路環境課総括課長** 平成 24 年時点で把握したのが 186 カ所であります。

○**軽石義則委員** 平成 24 年以降に学校の位置や人の流れなど、いろいろ変わっていると思うのです。市町村からの要望等により、道路管理者として新たに把握した危険箇所はあるのか、またその対策はどうなっているのか教えてください。

○**菅原道路環境課総括課長** 平成 25 年に国の関係省庁から、平成 24 年に実施した通学路緊急合同点検の継続的な取り組みを目的に、通学路安全プログラムを各市町村で策定するよう通知が出されました。安全対策に対する P D C A、いわゆる計画、実行、チェック、改善を繰り返すというもので、毎年、警察、教育委員会、学校関係者、それから道路管理者が合同で点検を実施しております。その結果、先ほど申し上げました 186 カ所以外の危険箇所についても把握しておりまして、今後、県管理道路で対策が必要な箇所は約 60 カ所ほどと把握しております。

○**軽石義則委員** 毎年チェックしているとのことですので、毎年全てを改善するのはなかなか難しいと思いますが、今回の交通事故では、内閣総理大臣も現場に行き、国もこれからもっと安全対策に力を入れると話されているので、引き続き取り組んでいただきたいと思います。危険な箇所が改修されるまではみずから注意しなければならないので、注意喚起も行いながら、取れる対策は即実行することが大事だと思いますので、その点も引き続きお願いいたします。

2 点目ですが、先ほど岩手県都市計画ビジョンについてお話がありましたが、これは法律に基づかないということですので、まさに岩手県の夢をつくることだと思うのです。盛岡市中心になりますが、内丸地区将来ビジョンの現状をどのように認識されているのかお聞きいたします。

○**嵯峨都市計画課総括課長** 盛岡市が 6 月 25 日に、内丸地区の将来像とその実現に向けた取り組みの方向性を盛り込んだ内丸地区将来ビジョンの骨子案を公表したところがあります。骨子案として、内丸地区の施設等の立地状況、建物の老朽化、空き地の状況などの現状と課題、これらを踏まえた内丸地区の将来像と今後の取り組み等を定めるに当たって、想定される論点等が盛り込まれたところがあります。

当部といたしましても、まちづくり等の観点でかかわりが出てくると思っておりまして、内丸地区の将来のあり方については重要な課題であると認識しております。

○**軽石義則委員** いろいろな関係部署が連携して進めなければならないと思います。県庁

も含めたエリアの話ですので、今の段階で詳しい内容がわからなくても、きょう示された岩手県都市計画ビジョンの中心点をどう決めて、その中心点に合わせて岩手県をどうつくっていくかという話になっていくことは間違いないと思いますので、そのことも踏まえた上で検討していただくことが必要ではないかと思えます。

20年後の岩手県を想像するのはなかなか難しいと思いますが、これを指針として、今度は市町村マスタープランもつくっていくと明記されております。私は10年前、東日本大震災津波後、初当選の最初の一般質問で、これから首都直下型地震や東南海・南海地震が予想されている中で、首都機能そのものを震災を経験した岩手県あるいは東北に移転することも、これからの日本のつくり方の一つとして大事ではないかと提言をしてきたつもりです。その当時は知事も、まずは復興、その後そういうものも含めて考えていきたいということで今があるのですが、首都直下型地震や東南海・南海地震が刻々と近づいている状況の中で、そういうものをこの岩手県都市計画ビジョンの中にしっかり入れ込んでいくべきではないかと思うのです。県と市町村だけで岩手県のまちをつくっていくのではなく、国と、この日本を、国土をどう有効利用していくかということも話し合い、この夢の中に入れ込んだほうがいいのではないかと思います。部長、どうでしょうか。

○中平県土整備部長 内丸地区将来ビジョンについては、行政あるいは経済活動の中心的役割を持っているところでありますし、県としても重要な役割を持っている、そういったものの検討が、事業が行われるものでありますので、このビジョン、概念的には位置づけられていると思っておりますが、改めて今言った視点で見させていただきまして、必要であれば、また検討をさせていただきます。

○軽石義則委員 首都機能移転も含めて、これから非常に大きな期待を持って私たちも応援したいと思いますので、よろしく願いいたします。

岩手県都市計画ビジョンを策定するに当たって、パブリック・コメントも行っていますが、20年間の計画なので、中間である10年後にもう一度県民の声を聞いてチェックすることも必要ではないかと思えますので、その点についても今後検討していただければと思います。

3点目になります。先般盛岡市では北上川に遊覧船が就航しました。たしか部長も乗っていたのではないかと思います。岩手県の有効な観光財産として河川を管理していくことも大事ではないかと思えます。県内各地で運行事業をやられておりますが、河川の有効利用について、現状どのように把握をされているのかお聞きいたします。

○上澤河川課総括課長 河川の利活用について、まず6月19日に実施されました木造船を運航するイベントに関しては、北上川に舟っこを運航する盛岡の会、国土交通省岩手河川国道事務所、北上川ダム統合管理事務所、盛岡市で構成される盛岡地区かわまちづくり（舟運）実行委員会が、かつて盛んだった舟運文化を復活させようということで整備された船着場の完成を記念してということと、観光振興を目的として開催されたと聞いております。

このイベントの企画の一つとして、今回北上川に舟っこを運航する盛岡の会が木造船を開運橋付近から約1.5キロメートル下流の明治橋付近まで運航したということで、この木造船の発着点となった船着場につきましては岩手河川国道事務所がことしの3月までに整備して、かわまちづくりの取り組みを支援したと聞いております。

県としては、国が今北上川で進めている一関遊水地事業といった河川改修事業や河川環境整備事業を促進する立場から、このようなイベントを通じて多様な交流、連携によっての利活用が図られることを期待しているところなのですが、しからば私どもが管理する県の管理河川においてはどうかということになりますと、現時点でこういったまちづくり、あるいは観光を目的とした利活用というのはないというのが現状であります。

**○軽石義則委員** 国も地域のまちづくりに力を発揮していただけるということですので、岩手県にしかないものを売りにできるチャンスですし、ぜひその事業を有効活用していただきたい。治水や水防、人命を守ることは管理者としての使命でもあり、当然のことだと思います。国で進めている事業、あるいは地域の皆さんがやっていることだということでは、取り組み姿勢として私はどうかと思います。イベント等の情報を察知したら、県としてできること、県が管理する部分について、市町村とも連携して今後どう活用できるか検討していくことが大事ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

**○上澤河川課総括課長** 今回の事例のような取り組みを支援する制度として、国土交通省によるかわまちづくり支援制度というのがあります。市町村や民間事業者、地元の住民、そして河川管理者が連携して取り組みをするために登録することなのですが、登録しますと、河川管理者は構想や夢を実現する主体のさまざまな希望や発想等を尊重したソフト対策や、治水上あるいは河川利用上の安全、安心に係る河川管理施設の整備といったハード対策の整備も推進するとことが可能となっております。

県としては、今全国でも展開されておりますこういった制度や具体的な事例等の収集に努めてまいります。仮にそういった話があれば、地元の市町村とも連携しながら、さまざまなことも勉強してまいりたいと思っています。

**○軽石義則委員** これまでは河川を借りに行っても借りられない、借りたとしても条件がかなりきついということもあって、河川敷も含めて川を利用することは非常に難しいという認識を県民の皆さんは強く持っています。お互いに譲り合えるものと守らなければならないものを理解し合うことが大事だと思いますので、そういう場を今後県としても設定していくことが必要ではないかと思います。

県内でも、各種川の事業をされているところがいろいろあると思います。先ほどは商工労働観光部に、観光として、そういう団体に集まっていただいて、情報交換なり、協議会なり、さらに活用できるように幅を広げていってほしいというお願いをしました。県土整備部も河川の管理者として、岩手県にしかない有効な財産をみんなで活用して、さらに岩手県のために盛り上げていくことが大事だと思いますので、そういうことも、今後、考えていただきたいと思うのですが、河川港湾担当技監から一言お願いします。

○幸野河川港湾担当技監 我々河川管理者には、安全、安心のための川の整備、維持というのが大前提にあります。あわせて河川利用も一つの大きなミッションだと思っております。河川利用には、地域のいろいろなアイデアや盛り上がりが必要だと思っておりますので、そういった盛り上がりを踏まえまして、河川利用をしたいということがあれば、一緒に考えていきたいと思っております。

○ハクセル美穂子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 なければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。ここで休憩をいたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○ハクセル美穂子委員長 それでは、再開をいたします。

県土整備部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回及び次々回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回及び次々回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、8月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思っております。調査項目については「南部鉄器のコロナ禍による影響とアフターコロナを見据えた展望について」といたしたいと思っております。また、次々回、9月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の調査及び現地調査を行いたいと思っております。調査項目については、「県営建設工事の設計額の積算について」及び「岩崎川床上浸水対策特別緊急事業について」といたしたいと思っておりますが、これらに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。なお、詳細については、当職に御一任願います。

追って、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途、議長に対し、閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

なお、連絡事項ではありますが、当委員会の7月の県内・東北ブロック調査につきましては、7月20日から21日まで、1泊2日の日程で実施をいたします。追って通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。